

大宮区役所新庁舎整備事業

入札説明書等に関する質問に対する回答

平成27年12月22日

さいたま市

※ 本回答を踏まえた修正資料は、後日、公表予定です。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
1	入札説明書	P1	第1	0	0	入札説明書の定義	入札説明書等には「事業契約書(案)」や「基本協定書(案)」も含まれるとありますが、入札説明書等の相互間に齟齬があった場合の優先順位をご教示願います。[*事業仮契約書(案)第5条3項に関連、ただし事業仮契約書(案)では入札説明書等に基本協定書案及び事業契約書案は除くとされている]	事業仮契約書(案)第5条3項の規定の順位とします。約款を除く入札説明書等の書類間で齟齬がある場合は事業契約書(案)第5条4項に従い協議します。
2	入札説明書	P4	第2	2	(4)	施設規模の設定 交流機能	備考欄の記述に関し、機能内共用部(廊下等)含むとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書	P6	第2	4	(5)	運営業務	「本施設のうち新大宮図書館及びび～指定管理者として指定する予定である。」とありますが、指定管理者のモニタリングについては、添付4でお示しいただいている「維持管理・運営段階におけるモニタリング」のみが実施されるという理解でよろしいでしょうか。 本質問の意図としては、指定管理者等を多数受託している実績から、「企業としての会計監査」等の監査を発注者様(行政)より実施いただくことが多くあります。本件については、そのようなお考えはありますでしょうか。	事業仮契約書第103条のとおり、SPCが公認会計士又は監査法人の監査を受けてください。
4	入札説明書	P6	第2	6	0	事業期間等	「本事業の事業期間は、事業契約締結日の翌日から…」とありますが、事業仮契約書(案)第4条(21)において建設工事期間が事業契約締結日からと記載されているとおり、本事業の事業期間は、「事業契約締結日から」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	P7	第2	7	0	事業実施スケジュール(予定)	施設の供用開始が平成31年5月中となっておりますが、供用開始日は事業者提案に拠るとの理解で宜しいでしょうか。それとも、市が決定されるのでしょうか。後者の場合、決定公表される時期をご教示下さい。	供用開始日は5月上旬を予定しており、詳細な日付は本市が決定します。公表時期は現時点では未定です。
6	入札説明書	P7	第2	9	(1)	ア 設計業務、工事監理業務及び建設・解体業務に係る対価	「事業契約書に予め定めるとおり、交付金対象相当額は工事期間中の各年度末に(中略)一括にて支払う」との記載ございますが、事業仮契約書(案)第79条(P27)の「(検査に合格した出来高に応じた)請求書受領後40日以内に支払」が正しいとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	入札説明書	P11	第3	1	(1)	協力企業	他の項目でも記載のある「協力企業」は「協力会社」の誤りででしょうか。	ご理解のとおりです。
8	入札説明書	P13	第3	1	(3)	ア 設計業務に当たる者 d.設計実績	共同企業体としての設計実績も認められますでしょうか。	主体的に業務を行ったもので、かつ意匠・構造・電気・機械設備とも主任技術者として業務を行った実績のみ認めるものとします。
9	入札説明書	P13	第3	1	(3)	アd 平成17年4月1日以降の設計実績について	平成17年4月1日以前に設計に着手し、平成17年4月1日以降に完了した設計を実績として扱っても宜しいでしょうか。	平成17年4月1日以降に設計に着手し、完了したものを実績としてください。
10	入札説明書	P13	第3	1	(3)	アd 平成17年4月1日以降の設計実績について	某施設において設計共同体(JV)の設計実績を掲載する場合、元請や業務比率などの制約条件はございますか。	質問番号No.8の回答のとおりです。
11	入札説明書	P13	第3	1	(3)	アe 免震構造の設計実績について	施設用途、面積、期間などの条件が無いものとして宜しいでしょうか。	施設用途、面積については条件はありませんが、期間については、平成17年4月1日以降とします。
12	入札説明書	P13	第3	1	(3)	ウ 建設の工事監理業務にあたる者	平成17年4月1日以降に竣工した案件を実績として扱うことで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	入札説明書	P15	第3	1	(3)	ウ 建設の工事監理業務にあたる者	解体の工事監理業務にあたる者は特段の実績は求められていないでしょうか。	建設の工事監理業務と同様としてください。
14	入札説明書	P15	第3	1	(3)	エ 維持管理業務にあたる者	維持管理業務のうち、修繕業務のみを受託する企業の参加資格は、「建設・解体業務にあたる者」の資格を満たしていれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	修繕・更新業務のみを受託する企業でも「維持管理業務にあたる者」の入札参加資格を満たしてください。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
15	入札説明書	P16	第3	1	(3)	キ その他の業務にあたる者	「上記アからカ以外の業務にあたる者は、次の全ての要件を～」と記載がございますが、構成員または協力会社で、アの設計からカのカフェ・コンビニ・自販機運営以外の業務を担当する者とは何を指すのかご教示願います。	ア～カ以外の業務で、本事業に構成員又は協力会社として参画する事業者があった場合を想定した規定です。
16	入札説明書	P20	第3	3	0	選定スケジュール	仮契約締結が「平成28年5月上旬」となっていますが、P.34では「平成28年6月(予定)」となっています。どちらが正しいでしょうか。	P34 第7の5. (2)に記載している契約時期は本契約締結の時期です。ただし、記載の月に誤りがありますので、入札説明書の下記部分を変更します。 (変更前) 契約時期 平成28年6月(予定) (変更後) 契約時期 平成28年7月(予定)
17	入札説明書	P26	第4	3	0	審査の方法	ヒアリング等を実施される場合、その趣旨は提案内容に関する確認であり、プレゼンテーションの予定は無いとの理解で宜しいでしょうか。プレゼンテーションも含まれる場合には、作業と費用を要するアニメーションや模型等の使用の是非についても、質問回答時点にてお示し頂きますようお願い致します。	ヒアリング等は、プレゼンテーションを含むものを予定しています。プレゼンテーションに際しては、入札時に提出した、提案書以外の追加資料や模型等の使用は不可とします。
18	入札説明書	P30	第5	5	0	(仮称)ふれあいスペース運営業務に係る利用料金収入等	施設利用料金に関する市議会への条例改正議案を提出するのは現時点ではいつ頃を想定されておりますか。回答が公表される予定日もあわせてご教示願います。	指定管理者の議決と合わせて、平成28年6月議会(7月議決)での議案上程を予定しています。
19	入札説明書	P31	第5	9	0	保険	維持管理業務と運営業務の受託企業が異なる場合、各企業が個別に第三者賠償責任保険を付保したとしても、更に事業者が第三者賠償責任保険を重複付保しなければならないのでしょうか。	不要です。
20	入札説明書	P33	第6	4	0	事業期間中の事業者とさいたま市の関わ	事業期間中の事業者と市との各種協議においては、統括責任者、業務総括責任者に加え、必要に応じて各業務責任者等も出席させることも当然に可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	入札説明書	P34	第7	3	0	仮契約の締結	入札説明書第3. 1. (6)エに該当し、市の判断により事業契約の締結に至らなかった場合には、当該違約金は発生しないとの理解で宜しいでしょうか。	違約金は発生します。
22	入札説明書	P34	第7	5	(2)	契約時期	P34の契約時期は平成28年6月(予定)と記載されていますが、P20の選定スケジュールでは、議会の議決が7月となっています。P34の契約時期は7月との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。質問番号No.16の回答のとおり変更します。
23	入札説明書	P34	第7	3	0	仮契約の締結 契約に違反した場合等の取扱い	「選定された事業者が事業契約を締結しない場合」において、貴市が事業者に対し違約金を請求することが記載されておりますが、この点については入札説明書P34-第9-1が優先し、違約金を請求される場合は「落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、又は選定手続等さいたま市の業務に関し不正ないしは不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められ、落札者が事業契約を締結しない場合」に限定されるという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書P.36 第9の1. に記載の事態に限らず、落札者の責めに帰すべき事由が生じた場合全般が該当します。
24	入札説明書	P36	第9	1	0	契約に違反した場合等の取扱い	「また、事業者の破産等の場合は、契約を解除できる。」と規定されておりますが、ここ言う事業者とは貴市と契約締結する構成員で構成されるSPCを指しており、「協力会社」は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ここでいう事業者はSPCのことを指しております。
25	入札説明書 添付資料1	P3	0	0	0	想定されるリスクと責任分担	「*v 市の付保する保険の補償範囲外に対し事業者が提案により付保する場合は、当該保険の補償の範囲で事業者が負担する。」とありますが、市の付保する保険の具体的な種類や内容について、ご教授いただくことは可能でしょうか。	本市の付保する保険は、全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済となります。
26	入札説明書 【添付資料1】	P2	0	0	*iii、 iv	欄外注記*iii、iv	「基準値を定め、基準値を超えた部分」とありますが、添付資料2に基づけば、正しくは、「iiiについては、基準値を定め基準値を超えたときの、基準値を超えた部分、ivについては、基準値以上変動したときの前回改定値から変動した部分」ではないでしょうか。確認をお願いします。	ご理解のとおりです。
27	入札説明書 【添付資料1】	P3	0	0	*v	欄外注記*v	「市の付保する保険の補償範囲外」とありますが、引渡し後、貴市は本施設の建物・設備に対してどのような共済・保険に加入されますか。加入される予定の共済・保険の内容についてご教示ください。	質問番号No.25の回答のとおりです。
28	入札説明書 添付資料1	P1	-	契約締結	0	0	入札説明書【添付資料1】契約締結において、「市の責に帰すべき事由により、事業者と契約が結ばれない、または契約手続に時間がかかる場合」については市のリスク分担となっている点につき、『実施方針及び要求水準書(案)に関する質問に対する回答』の実施方針P4・質問No.41の中に、リスクに事業者の逸失利益も含まれるかという質問が記載されております。この点については入札公告時に明らかにされるとのご回答でしたが、記載箇所が不明の為、ご教示いただけますでしょうか。	逸失利益は原則として、双方のリスク分担に含まれません。ただし、相当因果関係が認められる場合は協議することとします。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
29	入札説明書添付資料1	P1	共通	社会	環境問題	0	工事の施工に伴う、受注者が善良な管理者としての注意を払っても通常避けることのできない騒音、振動、臭気等に関しては、本施設の設置自体に起因するものであると考えられるため、貴市の責めに帰すべき事由により生じたものとして、貴市が負担していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の負担となります。
30	入札説明書添付資料1	P2	建設段階	用地	用地の瑕疵	0	現時点で判明している土壌汚染、埋蔵物がありましたらご教示願います。	公表資料でお示ししているもの以外は、現時点では判明していません。
31	入札説明書添付資料1	P3	維持管理・運営段階	維持管理	施設損傷	0	施設損傷リスクにおいて、第三者(利用者)の過失等、貴市、事業者のいずれの責に帰すべからざる事由において、事業者が提案で保険を付保する場合その保険で事業者が負担する注釈がありますが、保険の付保にはコストがかかります。事業者が保険を付保しない場合には、貴市が負担していただけたとの理解でよろしいでしょうか。(よくある事象として、地下駐車場にて、柱・壁に損傷が見つかったが、監視カメラをみても車のナンバーまでは特定できず犯人が特定できないことが多くあります。第三者の帰責事由による施設の損傷は、貴市にて負担していただくようお願いいたします。)	第三者の帰責事由による施設の損傷については本市の負担とします。
32	入札説明書	P7	別添資料2	4	(2)	サービス購入料2	サービス購入料2の割賦金利は、「施設引渡し日から10年後に改定あり」とありますが、予定通り平成31年3月31日に引渡しが行われた場合、割賦金利の基準日は、平成41年3月31日の2営業日前(金融機関の営業日でない場合はその前営業日)との理解でよろしいでしょうか。	平成41年4月1日の2営業日前となります。添付資料2のP11をご参照ください。
33	入札説明書【添付資料2】	P8	4	(1)	ア	(ウ)改定方法	「請求月の物価指数とを比較し、1.5%以上の変動があった場合・・・以下のとおり改定を行う」となっていますが、1.5%以上の変動があった場合に改定される建設工事費は、基準値(±1.5%)を定め、基準値を超える変動部分について改定されると理解すればよろしいのでしょうか。算定式からは、その意図が判読できないため、確認します。	ご理解のとおりです。
34	入札説明書添付資料2	P11	4	(2)	0	金利変動に基づく改定	サービス購入料2の基準金利の見直しについては、10年後の割賦元本残高に対して新基準金利を適用し、スプレッドは入札提案時の事業者提案スプレッドとするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	入札説明書添付資料2	P4	2	0	0	サービス購入料3	サービス購入料3～5の費用の内訳にSPC経費(人件費、監査費用等)がありますが、事業者のSPC経費のサービス購入料3～5への割り振りは事業の判断にて決めてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	入札説明書添付資料2	P4	2	0	0	サービス購入料3	サービス購入料3～5の費用の内訳に業務に係る保険料等がありますが、保険料等のサービス購入料3～5への割り振りは事業の判断にて決めてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	入札説明書添付資料2	P6	3	(1)	0	サービス購入料1(設計・建設業務費の一括支払分)	交付金の交付のタイミング等により支払い時期の変更もあり得る。とありますが、交付金交付は事業者の問題ではないため、この項目を削除のうえ、支払日を確定日付もしくは請求書受領〇日以内等の支払条件に変更していただくようお願いいたします。変更いただけない場合、その理由についてご教示願います。現在の支払条件ですと、資金収支を組み立てることができず、事業者・プロジェクト・ファイナンスを行う金融機関が本事業参加を躊躇する可能性があります。	当該項目を削除し、各年度の支払いは翌年度5月末までとします。
38	入札説明書添付資料2	P6	3	(1)	0	サービス購入料1(設計・建設業務費の一括支払分)	サービス購入料1の対象事業費の中には、調査費、基本設計費は含まれないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	入札説明書添付資料2	P6	3	(1)	0	サービス購入料1(設計・建設業務費の一括支払分)	各年度におけるサービス購入料1の支払い金額において①平成28年度は解体工事費(出来高×20%分)のみが支払い対象となるとの理解でよろしいでしょうか。(調査費や基本設計、実施設計は含まない)②平成29年度については解体工事費(残額×20%の金額)の残額と建設工事(出来高×20%の金額)が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	入札説明書添付資料2	P7	3	(4)	0	サービス購入料4(修繕、更新業務費支払分)	サービス購入料4の支払いについて、毎年度の支払いは提案で示した金額とするとありますが、単年度の修繕更新計画では建物の劣化、不具合状況を考慮して実施することが必要であるため、必ずしも長期修繕計画で定めたとおりに修繕更新を実施するとは限らない場合が想定されます。この場合でも、当初提案で示した金額が支払われるとのことでしょうか。また、この場合の貴市のモニタリング、修繕費の支払い方法について具体的にご教示ください。	市は事業者提案に基づく修繕業務内容に応じた費用を支払うものであり、提案した修繕は提案した年度に支払うことを基本とします。修繕業務内容を提案した年度よりも先送りしたい場合は8月頃までに市と協議することとします。先送りする修繕業務内容・金額によっては、支払年度を変更することもあります。ただし、修繕業務を提案した年度より前倒しする場合は、支払年度の変更はありません。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
41	入札説明書 添付資料2	P8	4	(1)	0	ア 施設供用開始前(設計・建設期間)の改定(ウ)改定方法	1.5%以上の変動があった場合、相手方に対して設計・建設業務費のうち建設工事費の改定を双方において1度限り請求することができる。とありますが、1回限りの請求では急激な物価上昇に対する事業者側のリスクに充分対応できない懸念があります。条件を満たす限り複数回に渡り請求できる改定方法に修正いただけないでしょうか。	①改定請求が可能な時期を実施設計完了後に変更します。 ②前回改定後、12ヶ月を経過した後に条件を満たす場合において、再度、改定請求ができるように変更します。 【変更前】 ①本契約締結の日から12ヶ月を経過した後 ②改定を双方において1度に限り請求することができます。 【変更後】 ①実施設計完了後 ②改定を双方において請求することができます。また、前回改定日から12ヶ月を経過した後の建設期間内に、前回改定月の物価指数を基準として、請求月の物価指数とを比較し、1.5%以上の変動(但し消費税の税率の変更による影響を除く。)があった場合、相手方に対して設計・建設業務費のうち建設工事費の改定を双方において請求することができます。なお、各々の改定は工事完成2か月前までの期間に請求することができるものと する。
42	入札説明書 【添付資料2】 サービス購入料の算定及び支払方法	P6		0	3	0	サービス購入料の支払方法 提案書における消費税率は8%でよろしいでしょうか。	様式II-6-9の消費税込みの欄は8%で記入してください。
43	入札説明書 【添付資料2】 サービス購入料の算定及び支払方法	P6		0	3	0	サービス購入料の支払い方法 確認ですが、期末(3月)対象のサービス購入料支払時期は、以下の認識(最大3分割)でよろしいでしょうか。 a)【サービス購入料1】 ⇒ 5月末まで(検査完了→請求書受領後40日以内) b)【サービス購入料2】 ⇒ 4月末(請求書受領後30日以内) c)【サービス購入料3～5】 ⇒ 5～6月頃(モニタリング完了→請求書受領後30日以内)	ご理解のとおりです。
44	入札説明書 【添付資料2】 サービス購入料の算定及び支払方法	P6		0	3	(1)	サービス購入料1(設計・建設業務費の一括支払分) サービス購入料1の対象事業費に基本設計費も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	基本設計費はサービス購入料2に含まれます。
45	入札説明書 【添付資料2】 サービス購入料の算定及び支払方法	P6		0	3	(1)	サービス購入料1(設計・建設業務費の一括支払分) 「対象事業費合計額×77%」の平成28～30年度支払内訳表に記載頂いておりますが、社会資本整備総合補助金・起債対象額それぞれの年度毎割合もご教授頂けますでしょうか。	社会資本整備総合交付金、起債金額の年度毎割合はお示していません。現在、お示している内容を基にサービス購入料1の金額を算定してください。
46	入札説明書 【添付資料2】 サービス購入料の算定及び支払方法	P6		0	3	(1)	サービス購入料1(設計・建設業務費の一括支払分) 支払時期については「出来高に応じて平成28年度分は平成29年5月末までに・・」と明記頂いており、他方、事業仮契約書(案)第79条(P27)では、「(検査に合格した出来高に応じた)請求書受領後40日以内に支払」とあります。この場合、例えば、検査(出来高の確定)が4月20日(40日前)までに完了せず、請求書発行が遅れた場合、支払が6月以降にずれの可能性はございますでしょうか。	各年度の支払いは、基本的には翌年度5月末までに支払うよう対応します。
47	入札説明書 【添付資料2】 サービス購入料の算定及び支払方法	P6		0	3	(1)	サービス購入料1(設計・建設業務費の一括支払分) 「ただし、交付金の交付のタイミング等により支払い時期の変更もあり得る。」とありますが、資金計画に影響が生じます。最大で何ヶ月遅れる可能性があるかご教示頂けますでしょうか。	質問番号No.46の回答のとおりです。
48	入札説明書 【添付資料2】 サービス購入料の算定及び支払方法	P6		0	3	(1)	サービス購入料1(設計・建設業務費の一括支払分) 平成29年度の支払対象は解体工事及び建設工事となっておりますが、実施設計費と解体設計費は含まれないのでしょうか。	実施設計費と解体設計費は平成30年度の支払対象に含まれます。
49	入札説明書 【添付資料2】 サービス購入料の算定及び支払方法	P6		0	3	(1)	サービス購入料1(設計・建設業務費の一括支払分) 「交付金等の支払金額により変動もあり得る。」とありますが、資金計画に影響が生じます。最大で何パーセントの変動があり得るかご教示頂けますでしょうか。	現段階で最大の変動割合は想定できていません。交付金等が減額となった場合、事業者への支払いは減額しないこととしており、資金計画に支障がないよう設定しております。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
50	入札説明書【添付資料2】サービス購入料の算定及び支払方法	P6	0	3	(1)	サービス購入料1 (設計・建設業務費の一括支払分)	交付金等の支払金額による変動について記載頂いていますが、ここでいう増額の場合とは、合計77%の増率(例:80%)の意味でしょうか。それとも年度割合の増加(例:平成28年度:×20%→×30%)で合計77%は不変でしょうか。	双方とも増加することを想定しております。
51	入札説明書【添付資料2】サービス購入料の算定及び支払方法	P6	0	3	(1)	サービス購入料1 (設計・建設業務費の一括支払分)	交付金の交付のタイミング等により支払時期の変更もあり得るとの記載がございますが、その場合、事業者と金融機関との貸付契約において変更手続き等の金融関連費用が追加で発生した場合には、当該費用を市に負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	支払時期については質問番号No.37の回答のとおりです。
52	入札説明書【添付資料2】サービス購入料の算定及び支払方法	P8	0	3	(4)	サービス購入料4 (修繕、更新業務支払)	「なお、毎年度の支払額は提案で示した金額とする。」とありますが、実際の修繕等実施金額とに差額が生じた場合でも提案金額どおり支払われるのでしょうか。それとも実施金額に合わせた支払いへの変更余地はありますでしょうか。	当初提案内容の修繕、更新業務を実施した場合は差額が生じても提案どおりの金額をお支払いします。なお、長期修繕計画で定めたとおり修繕・更新業務を実施しない場合は、質問番号No.40の回答のとおりです。
53	入札説明書【添付資料2】サービス購入料の算定及び支払方法	P8	0	4	(1)	ア(ウ)改定方法	「本市及び事業者は、(中略)、双方において1度改定方法」とありますが、貴市および事業者がそれぞれ1回ずつ請求することができるという理解でしょうか、それとも貴市あるいは事業者どちらか先に請求したら、もう一方は請求できないということでしょうか？	質問番号No.41の回答のとおりです。請求は、条件を満たした場合において、どちら側からでも可能です。
54	入札説明書【添付資料2】サービス購入料の算定及び支払方法	P9	0	4	(1)	ア(ウ)改定方法	「なお、変更前と変更後の差額はサービス購入料2に反映する。」とありますが、その時点でローン契約締結済の場合、割賦元本が変わることで事務手続きが煩雑になること、またアmendメントフィー発生の可能性があります。よってサービス購入料1に反映して頂けませんでしょうか。それが不可の場合、発生したアmendメントフィーは貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。	予算措置の都合上、サービス購入料2に反映します。なお、アmendメントフィーが発生した場合は市が負担します。
55	入札説明書【添付資料2】サービス購入料の算定及び支払方法	P9	0	4	(1)	イ 施設供用開始後(維持管理・運営期間)の改定	サービス購入料3、4、5の構成費用において、SPC諸経費は改定の対象外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	入札説明書【添付資料2】サービス購入料の算定及び支払方法	P9	0	4	(1)	イ(イ)改定に用いる指標	サービス購入料5に使用する指標は実質賃金指数とされていますが、実態が変わっていても消費者物価指数に影響されるため、指標としては不都合がございます。また運営業務における支出項目には図書資料等購入費や各種リース料、システム保守管理費、また供用開始前図書購入業務や什器備品調達設置・保守管理業務など多様な内容であり、これらを一緒に実質賃金指数により判定されるのは相応しくないと考えます。よってより適していると考えられる指標(他事例で採用されている消費税を除く企業向けサービス価格指数小類(労働者派遣サービス)など)を使用して下さいませお願いいたします。	指標については入札説明書【添付資料2】に記載のものを使用します。
57	入札説明書【添付資料3】設計・建設段階におけるモニタリング	P1	第1	1	0	基本的な考え方	「事業者は設計・建設業務総括責任者を定め」とありますが、維持管理・運営業務と同様にSPCに籍を置く者ではなく、設計、工事監理または建設企業より選任する者と理解してよろしいでしょうか。また総括責任者は設計段階と建設段階で別の者を選任してよろしいでしょうか。	前後段階とも、ご理解のとおりです。
58	入札説明書【添付資料3】設計・建設段階におけるモニタリング	P3	第2	2	(2)	市によるモニタリング	「市は、総括責任者が自ら実施又は協力企業により実施させる建設業務及び工事監理業務に関し」とありますが、自ら実施する、協力企業により実施させる総括責任者はそれぞれどのような者を想定しているかご教示頂けますでしょうか。	それぞれの業務の責任者を想定しています。
59	入札説明書【添付資料4】維持管理・運営段階におけるモニタリング	P3	第2	1	(1)	書類による確認	事業者が締結する契約又は覚書等の写しの提出期限に関しまして、委託先企業が複数企業となる場合もございますので、調印手続きを鑑みて、14日以内に変更頂けますでしょうか。	14日以内に変更します。入札説明書【添付資料4】の下記部分を変更します。 (変更前) 提出時期(表) 締結又は変更後7日以内 (変更後) 提出時期(表) 締結又は変更後14日以内
60	入札説明書【添付資料4】維持管理・運営段階におけるモニタリング	P3	第2	1	(1)	書類による確認	取締役会の資料及び議事録又は議事要旨の提出期限に関しまして、SPC取締役が複数企業から選出される場合がございますので、捺印手続きを鑑みて、14日以内に変更頂けますでしょうか。	14日以内に変更します。入札説明書【添付資料4】の下記部分を変更します。 (変更前) 提出時期(表) 取締役会の会日から7日以内 (変更後) 提出時期(表) 取締役会の会日から14日以内

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
61	入札説明書【添付資料4】維持管理・運営段階におけるモニタリング	P5	第2	2	(2)	ア 事業者によるモニタリング	⑫修繕履歴として修繕内容を反映した電子情報及び図面とございますが、当該図面は修繕範囲の図面であり、完成図書自体に修正を加えた修正図面ではないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	入札説明書【添付資料4】維持管理・運営段階におけるモニタリング	P6	第3	2	(1)	基本的な考え方	減額が支払区分の費用を対象に行われると、例えば3つの業務が混在するサービス購入料5では無関係の業務まで減額対象になります。またサービス購入料ごとにSPC諸経費が含まれるためSPC経営にも影響が生じます。よって減額は対象業務のみとすること、SPC諸経費等は対象外とすることをお願いいたします。	サービス購入料の減額は支払区分毎に行います。なお、サービス購入料5については、指定管理業務と指定管理でない業務に分けることにします。
63	入札説明書【添付資料4】維持管理・運営段階におけるモニタリング	P7	第3	2	(2)	減額算定及び減額ポイント付与のための区分	サービス購入料3、4、5の構成費用において、SPC諸経費はモニタリング減額の対象外との理解で宜しいでしょうか。	質問番号No.62の回答のとおりです。
64	入札説明書【添付資料4】	P8	第3	2	(3)	オ	「市は、上記の減額に加えて、・・・」とありますが、当該業務不履行部分の維持管理・運営費を支払わない場合は、前項エの再改善勧告を行った場合と理解してよろしいでしょうか。念のため確認します。	業務不履行の日から改善及び復旧を確認できるまでの間は、当該業務不履行部分の維持管理・運営費相当額を支払いません。
65	入札説明書【添付資料4】	P8	第3	2	(3)	オ	「市は、・・・当該業務不履行部分の維持管理・運営費を支払わない。」とありますが、この場合の当該業務不履行部分の維持管理・運営費とは、P.7表1にあるモニタリング対象業務の業務名欄に記載された各業務に関わる費用(例えば、清掃業務の不履行であれば、清掃業務費)という理解でよろしいでしょうか。	対象はサービス購入料の支払区分(3, 4, 5)毎となります。なお、サービス購入料5については、指定管理業務と指定管理でない業務に分けることにします。
66	入札説明書添付資料4	P5	第2	2	(2)	ア 事業者によるモニタリング	⑫の修繕履歴の提出時期欄に事業者保管とありますが、履歴の提出は不要であり、後述の第4事業終了時に係るモニタリング2確認方法(1)書類による確認⑦その他貴市が認める書類として貴市の求めに応じて提出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
67	要求水準書 (総則)	P6	第1	8		事業期間	施設の供用開始が平成31年5月中となっておりますが、供用開始日は事業者提案に拠るとの理解で宜しいでしょうか。それとも、市が決定されるのでしょうか。後者の場合、決定公表される時期をご教示下さい。	質問番号No.5の回答のとおりです。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
68	要求水準書 (設計・建設)	P6	第1	1	(10)	既存建築物汚染物質(アスベスト、PCB)	「事前調査の結果により仮定と異なる場合は本市と協議する」とありますが、想定建材がない・量が少ないことが判明した場合、減額もあり得るということでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	要求水準書 (設計・建設)	P9	第1	4	0	ア 整備施設交流機能	備考欄の記述に関し、機能内共用部(廊下等)含むとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書 (設計・建設)	P11	第2	3	(1)	ア 土壌汚染調査	事業者は土壌汚染状況調査(詳細調査を除く)を実施し調査報告書を提出のこと(中略)とありますが、具体的には、土地の履歴調査および表層土壌調査を実施し報告するという意味と考えてよろしいでしょうか。	事業者は、土地の履歴調査及び土壌汚染状況調査(ただし、詳細調査(いわゆるフェーズ3の調査)を除く)を実施してください。なお、土壌汚染状況調査の詳細については、公表No.71の回答をご覧ください。
71	要求水準書 (設計・建設)	P11	第2	3	(1)	ア 土壌汚染調査	土壌汚染状況調査には、①絞込み表層土壌調査(第二種及び第三種特定有害物質の場合は、汚染のおそれが少ない区画にて5地点混合調査を行った結果基準超過した場合に、次のステップとして区画毎に個別分析を実施する方法等)や、②第一種特定有害物質の場合、汚染のおそれが少ない区画にて土壌ガス調査を実施した結果検出した場合に、次のステップとして区画毎に土壌ガス調査を実施し相対的高濃度区画にて10mのボーリング調査を実施する、等の調査がありますが、今回の見積もりは、これら①および②は対象外と考えてよろしいでしょうか？ ①及び②を今回対象にする場合は、それぞれ対象とする区画数をご指定いただけませんか？	事業範囲において、単位区画(100㎡)毎に、第一種特定有害物質11種類については土壌ガス調査を、第二種特定有害物質9種類については土壌溶出量調査及び土壌含有量調査を、第三種特定有害物質6種類については土壌溶出量調査を実施するものとします。また、区画の設定は指定調査機関が行うこととなりますが、本市では、区画数については97区画を想定しています。 なお、土地の履歴調査等により、「汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地」、あるいは「汚染土壌が存在するおそれがなく認められる土地」等に該当すると判断され、調査対象となる有害物質の種類や数量、単位区画の数量の減少があった場合には、減額の対象とします。 また、上述土壌汚染状況調査の結果、汚染が発見された場合の詳細調査(いわゆるフェーズ3の調査)及び措置については本市と協議することとします。
72	要求水準書 (設計・建設)	P12	第2	3	(1)	カ その他	行政指導によって発生した新たな調査などは、設計変更の対象として頂けますでしょうか？	基本的には、行政指導による新たな調査については、現時点では想定できませんが、行政指導に則って調査を実施することは、事業者の業務と考えております。 新たな調査が、事業費を圧迫する内容については協議します。
73	要求水準書 (設計・建設)	P12	第2	3	(1)	カ その他	残土条例等による調査にて、土対法調査時に見つかった汚染土壌以外の汚染土壌が新たに見つかった場合、設計変更の対象として頂けますでしょうか？	土対法調査時に見つかった汚染土壌以外の汚染土壌が新たに見つかった場合で、対策が必要な場合は別途市が業務発注します。また、この場合は、PFI事業者でなく別の事業者が行う場合もありますのでご協議ください。
74	要求水準書 (設計・建設)	P13	第3	2	0	その他	「事業者は、「実施方針」記載の主任技術者を配置すること」と記載がございますが、「実施方針」でなく「入札説明書」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	要求水準書 (設計・建設)及び既存資料	P13	第4	1	0	業務内容 ※解体工事に関する確認	既存図面からは空調機器等のフロンガスの仕様、数量等が不明です、処分は別途と考えてよろしいですか。 処分する場合、仕様、数量をご指示ください。	処分は事業者で行うものとします。 仕様・数量等は【付属資料1】を参照してください。
76	要求水準書 (設計・建設)及び既存資料	P13	第4	1	0	業務内容 ※解体工事に関する確認	残置タンク類の汲み取り及び処分等は別途と考えてよろしいですか。 処分する場合、仕様、数量をご指示ください。	解体工事業務に含むものとします。仕様・数量は【別紙7】で確認ください。
77	要求水準書 (設計・建設)及び既存資料	P13	第4	1	0	業務内容 ※解体工事に関する確認	残置トランス類の油抜きは別途と考えてよろしいですか。	解体工事業務に含むものとします。
78	要求水準書 (設計・建設)及び既存資料	P13	第4	1	0	業務内容 ※解体工事に関する確認	建物地下ビット(汚水槽等)は清掃されているものと考えてよろしいですか。	清掃されていないものとします。
79	要求水準書 (設計・建設)及び既存資料	P13	第4	1	0	業務内容 ※解体工事に関する確認	貯水槽(鋼板製100m3耐震タンク)及び防火水槽(RC40m3)以外に地中埋設工作物・残材等がありますか。	【別紙7】に明記のない地中埋設工作物・残材等はないものとしてください。
80	要求水準書 (設計・建設)及び既存資料	P13	第4	1	0	業務内容 ※解体工事に関する確認	サイン・看板・標識等で埼玉県に返却(返還)するのは、無しと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
81	要求水準書(設計・建設)及び既存資料	P13	第4	1	0	業務内容 ※解体工事に関する確認	既存建物建設時の山留材は、残置されていないものと考えてよろしいですか。	質問番号No.79の回答のとおりです。
82	要求水準書(設計・建設)及び既存資料	P13	第4	1	0	業務内容 ※解体工事に関する確認	地下1階電気室内の変圧器(PCB管理廃棄物)の処分は別途と考えてよろしいですか(移動共)。	ご理解のとおりです。
83	要求水準書(設計・建設)及び既存資料	P13	第4	1	0	業務内容 ※解体工事に関する確認	倉庫等にある書類の処分は、全て別途と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
84	要求水準書(設計・建設)及び既存資料	P13	第4	1	0	業務内容 ※解体工事に関する確認	建物解体時には既存のエレベーターは使用可能と考えてよろしいですか。	利用できないと考えてください。今年度中に高圧受電から低圧受電への変更を予定しています。
85	要求水準書(設計・建設)	P17	第5	1	(6)	エ 内部建具	入退室管理システムは各々独立したものとすることとありますが、指定された部屋毎に入退室管理システムを導入する必要がありますか。	部所単位に管理する関係上、必要と考えています。
86	要求水準書(設計・建設)	P17	第5	1	(6)	イ 外装	「コンクリート打放し仕上げについては、表面保護材を用いた場合でも認めない」とありますが、その理由をご教示下さい。	P16(4)外観計画に記載した、「大宮の歴史を感じさせる風格のある外観とすること」という主旨にそぐわない仕上げであるとの考えにより要求水準としています。ただし、外観形成に影響を及ぼさない局所的な部位についてはこの限りではありません。
87	要求水準書(設計・建設)	P17	第5	1	(6)	エ 内部建具	「ICカード方式」とありますが、ICカードの調達及び個人設定は貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	ICカードの調達は事業者、個人設定は市とします。ICカードの必要枚数については、設置箇所ごとに下記の通りです。 (仮称) 北部市税事務所_保守管理室:30枚 (仮称) 北部市税事務所_書類保管庫2:30枚 庁舎機能共用諸室_サーバー室:100枚 庁舎機能その他_金融機関派出所:15枚 庁舎機能その他_金庫室:15枚
88	要求水準書(設計・建設)	P18	第5	1	(6)	エ 内部建具	入退室管理設備システムは、P18・19では建具ごとに「独立したシステムとすること」とされていますが、一方でP27では管理・警備室に主防犯監視設備を設置することとされています。システムとしては、独立分散/統合のいずれでしょうか。また、独立分散の場合、建具メーカーによりシステムが異なりますが、カードは統一する必要がありますか。統一する場合、内部データはフォーマットの違いにより使えない可能性が高いため、オープンエリアに書き込まれているカード固有のIDデータ(IDmデータまたはUIDデータ)による統一でもよろしいでしょうか。	前段については、入退室管理システムと主防犯監視設備は各々独立した別システムとします。なお、入退室管理システムは設置場所毎に独立したシステムとします。質問番号No.85の回答も合わせてご確認ください。後段については、カードは統一する必要はありません。
89	要求水準書(設計・建設)	P18	第5	1	(7)	ア 共通事項	ビクチャーレール・掲示板の範囲、大きさは事業者による提案で良いでしょうか。	範囲については、要求水準に示すとおり、施設利用者が利用する待合ロビーや、動線となる廊下等の壁面すべてです。掲示板の大きさについては、事業者提案としますがユニバーサルデザインに配慮のうえ提案してください。
90	要求水準書(設計・建設)	P18	第5	1	(7)	イ 外部	周辺案内図について、スペースのみ確保すればよく製作・設置は別途貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	要求水準書(設計・建設)	P19	第5	1	(8)	ア 駐車場計画	敷地形状及び出入庫動線等の制約が厳しい中で、要求水準に定められた駐車場を計画することは非常に困難です。つきましては、利用者用と公用の駐車スペースのエリア分けに関し、大枠のゾーニングとして区分されていれば良く、各々の要求台数の厳密な区分けまでは要しない様に変更頂けますでしょうか。	利用者用89台、公用車93台の区分は必要ですが、いずれも、機能・施設別に区分する必要はありません。ただし、差押用2台の区分は必要です。
92	要求水準書(設計・建設)	P19	第5	1	(8)	ア 駐車場計画	公用車については、災害対応等のため24時間出入り可能との記載がございますが、要求されている公用車93台の全てが対象ではなく、公用車の大半が24時間出入り可能であり、そのエリアが明確となっていれば宜しいでしょうか。	平常時においては全ての公用車が24時間出入り可能としてください。災害対応時等においては公用車の大半が24時間出入り可能としてください。なお、「大規模災害にあっては敷地及び庁舎の被災状況によらず、5台以上の公用車が入り可能な位置に駐車場を確保すること」を追加します。
93	要求水準書(設計・建設)	P19	第5	1	(8)	ア 駐車場計画	主玄関近くに設ける車椅子利用者用駐車スペースについてもゲートもしくはフラップ式とする必要がありますでしょうか。	具体的な指定はありませんが、車椅子利用者駐車目的以外に利用されない方法については、ご提案ください。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
94	要求水準書 (設計・建設)	P19	第5	1	(8)	ア 駐車場計画	敷地北東角の隅切と駐車場出入口について、隅切部から駐車場出入口の距離距離5mの基準点は別紙1(修正版)のポイントC15からと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、北側の山丸公園により、埼玉県建築基準法施行条例第30条第4号により制限を受けます。ただし書の適用を受けるためには埼玉県建築基準法施行細則第6条の5に基づき認定を受ける必要があります。
95	要求水準書 (設計・建設)	P19	第5	1	(8)	ア 駐車場計画	「各々の出入口部分に駐車場管理システムを設けること」と記載があります。またP.28 駐車場管理設備には、「来庁者用駐車場に駐車場管理設備を設けること」とありますが、駐車場管理システムと駐車場管理設備は同義という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	要求水準書 (設計・建設)	P20	第5	1	(9)	ア 外構	敷地内の歩道用地確保は北側のみとし、敷地東側と西側は不要と考えてよろしいでしょうか。 また、必要な場合東面の道路については、バスペイをよけて2mの幅員、東側は10m後退後さらに2mの幅員が必要と考えてよろしいでしょうか。	敷地東側については、歩道用地確保は不要です。 敷地西側については、バスペイに係る部分の歩道の一部が敷地内の歩道用地となります。 また、北西角切り部も一部歩道用地となります。 詳しくは【付属資料2】を参照ください。
97	要求水準書 (設計・建設)	P21	第5	1	(11)	防犯計画	個人情報保護を管理する書庫は【別紙10 諸室諸元表】P5記載の書類保管庫2を指すのでしょうか。	個人情報管理する書庫は、書庫及び倉庫は全てです。 このうち、入退室監視設備を設けるのは(仮称)北部市税務所の書類保管庫2です。
98	要求水準書 (設計・建設)	P21	第5	1	(10)	防災計画	災害時に区災害対策本部及び北部建設事務所が設置する災害対策本部への迅速な転換が可能な通信設備機器等を備えた会議室を設けること、ありますが、「通信設備機器等」は事業者側で用意すべきでしょうか。 その場合、具体的な使用・数量をご教示願います。	通信設備機器等は市で用意します。
99	要求水準書 (設計・建設)	P25	第5	3	(2)	キ 構内交換設備	回線数については【別紙13 電話回線数及び現況庁内情報システム】に記載とありますが、別紙13に記載してあるのは、内線電話機数と思われる。電話交換機の外線に使用する回線の、電気通信事業者・種別・及び回線数をご提示願います。	現況は、現大宮区役所庁舎は、NTT東日本の光回線を50回線相当、アナログ回線を41回線使用しております。 現況を参考に、整備を行ってください。
100	要求水準書 (設計・建設)	P26	第5	3	(2)	キ 構内交換設備	PHSは庁舎内のみで使用と考えてよろしいでしょうか。 図書館やふれあいセンターでも使用できるよう、PHSアンテナを配置すべきでしょうか。	新大宮図書館、(仮称)ふれあいスペースを除く庁舎機能及び施設全体の共用エリアで使用できるようアンテナを配置してください。
101	要求水準書 (設計・建設)	P26	第5	3	(2)	キ 構内交換設備	「一般電話機は市対応」とありますが、一方で新大宮図書館については、別紙13備考欄において「事業者が必要と考えられる数設ける」との記載があります。 一般電話機については、図書館も含め、全館分を貴市にてご対応いただけると考えてよろしいでしょうか。 ご対応いただける場合、新図書館の一般電話機は、平成31年4月1日までににご用意いただけるの理解でよろしいでしょうか。 尚、対応いただく一般内線電話機の故障時の修理費の負担も貴市によるものと解釈してよろしいでしょうか。	前段については、市で対応する一般電話機は庁舎機能エリアのみで、新大宮図書館と(仮称)ふれあいスペースは事業者対応とします。 後段については、修理費については、庁舎機能エリアについては、市負担とし、新大宮図書館と(仮称)ふれあいスペースについては事業者対応とします。
102	要求水準書 (設計・建設)	P26	第5	3	(2)	キ 構内交換設備	貴市にてご対応いただく一般電話機は、構内交換機の試験工程に必要なため区役所の引越前に用意して頂きたいと思っておりますが可能でしょうか。	試験のために必要な電話機については、事業者でご用意ください。使用している電話機を試験に利用することはできません。
103	要求水準書 (設計・建設)	P26	第5	3	(2)	ク 構内情報通信網設備	相互の内線通信/イントラネット対応のための新庁舎から新大宮図書館への通信回線の引き込みは不要と考えてよろしいでしょうか。	相互の内線通信及び図書館業務システムのネットワークが区役所内に設置されるサーバを経由するため、新庁舎から大宮図書館への通信回線引き込みは必要です。
104	要求水準書 (設計・建設)	P26	第5	3	(2)	ケ 情報表示設備	別紙10によると、電気時計の子時計が127台あり、小部屋にまで設置することとされています。これに加えて電波時計を構内に設置可能にすることとされていますが、構内全体のあらゆる場所での設置が必要となるのでしょうか。 また、電波時計自体は、貴市のご負担と理解でよろしいでしょうか。	前段については、必要です。 後段については、ご理解のとおりです。
105	要求水準書 (設計・建設)	P26	第5	3	(2)	コ 映像、音響設備	エントランスホールにおける映像、音響設備の仕様決定にあたり、目的・機能・性能の詳細をご教示願います。	P26映像、音響設備の「エントランスホール、会議室等の～」の記載は「会議室等の～」へ修正します。
106	要求水準書 (設計・建設)	P27	第5	3	(2)	タ 防犯管理設備	管理・警備室に主防犯監視装置を設置すること、また本施設内の防犯監視情報を統括するシステムを構築することとありますが、別紙10【諸室諸元表】P6障害者更生相談センター執務室に設ける監視カメラのモニター、記録装置は管理・警備室とは別に設けるのでしょうか。また、カメラの映像は管理・警備室でも監視する必要がありますか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、管理・警備室で監視する必要はありません。
107	要求水準書 (設計・建設)	P27	第5	3	(2)	タ 防犯管理設備	監視カメラの対応台数について、別紙10に記載がありませんが、各階に適宜判断して設置することよろしいでしょうか。	要求水準書の記載の場所及び防犯目的であることを考慮の上ご提案ください。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
108	要求水準書 (設計・建設)	P27	第5	3	(2)	ス 呼出設備	宿直室と管理・警備室とを一体的に配置した場合、宿直室と管理・警備室で個別に呼出装置親機を設置する必要がないと解釈してよろしいでしょうか。呼出設備は総務課から管理・警備室など、一回の転送は可能ですが、さらなる二重の転送ができる仕様のインターホンはありません。宿直室にも単独設置した上で要求水準を満足するためには、時間内外で別々の系統を設置する必要が生じます。	要求水準書を下記のとおり変更します。 (変更前) ・下記の設置箇所外部との連絡用のインターホンを設け、応対箇所のいずれかで対応できるようにすること。 a 設置箇所 ①時間外出入口、②車椅子用駐車場付近、③駐車場発券機・回収機付近、④昇降機 b 応対箇所 ①大宮区役所総務課、②管理・警備室、③宿直室 ・②管理・警備室はいずれの設置箇所からも対応できるものとし、何らかの理由で②管理・警備室で対応できない場合は、区役所業務時間内は①大宮区役所総務課へ、時間外は③宿直室へ自動転送されるシステムとすること。 (変更後) ・下記の設置箇所外部との連絡用のインターホンを設け、管理・警備室で対応できるようにすること。 設置箇所 ①時間外出入口、②車椅子用駐車場付近、③駐車場発券機・回収機付近、④昇降機
109	要求水準書 (設計・建設)	P28	第5	3	(2)	ト 構内配電線路、通信線路設備	電気自動車の充電設備の仕様・台数の詳細をご教示願います。 ①公用車用(将来含め8台)及び一般用の合計9台が急速充電仕様 ②公用車用(同上)は普通充電仕様、一般用1台のみが急速充電仕様 ①・②のいずれでしょうか。	②公用車用(同上)は普通充電仕様、一般用1台のみが急速充電仕様です。
110	要求水準書 (設計・建設)	P29	第5	3	(3)	b. 給水設備	P21では「食料・飲料水(3日分)、その他備蓄品を保管する備蓄庫を整備すること」と記載があるため、災害対策として受水槽に確保する水は、雑用水のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	要求水準書 (設計・建設)	P29	第5	3	(3)	e. 消火設備	サーバー室・書架・文学資料収蔵庫等において、法的に不要な場合には、特殊消火設備(不活性ガス消火設備等)は設置不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	要求水準書 (設計・建設)	P33	第5	4	(2)	コ a. 会議室	「必要な設備等」とは具体的に想定されているものがございましたらご教示下さい。	【別紙10】の設計水準に記載の設備です。
113	要求水準書 (設計・建設)	P33	第5	4	(2)	キ (仮称)北 部市税事務所	北部市税事務所について、別紙10にはオープンスペースという記述はありませんが、要求水準書(設計・建設)P33に「執務スペースに係る要求水準は大宮区役所に準ずる」とありますので、1~7課の各課間の間仕切りは必要ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	要求水準書 (設計・建設)	P34	第5	4	(2)	サ 屋上	防災行政無線の非常電源は、総務省のHPによると非常用発電機に加え無停電電源装置が必要であると記載されていますが、無停電電源装置については、無線設備本体とともに貴市にてご対応いただき、事業者側としては非常用発電機回路の電源を用意することと解釈してよろしいでしょうか。なお、用意する電源容量がどの程度になるかご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、防災行政無線は2本設置予定であり、電源電圧はどちらも100V、電源容量は1本が120W程度、もう1本が1.1kW程度となります。
115	要求水準書 (設計・建設)	P34	第5	4	(2)	サ 屋上	屋上に設置する、防災行政無線については、電源及び配管配線のみ本工事と考えて宜しいでしょうか。	鋼管柱も本工事とします。 質問番号No.114の回答も合わせてご確認ください。
116	要求水準書 (設計・建設)	P35	第5	4	(2)	シ その他	自動交付機監視用モニターへの配管配線については、貴市にて調達する自動交付機の附帯工事と考えて宜しいでしょうか。	配管については事業者対応とします。
117	要求水準書 (設計・建設)	P36	第5	4	(3)	図書館機能(新大宮図書館)	図書館で使用される無線LANのネットワークを経由して庁舎のネットワークにアクセスできる必要はありますか。(無線LANは一般市民のみが利用するものと考えてよろしいでしょうか。)	庁舎のネットワークにアクセスできる必要はありません。無線LANは新大宮図書館、(仮称)ふれあいスペースの利用者のためのサービス機能であり、職員が業務上使用するものではありません。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
118	要求水準書 (維持管理・運営)	P06	第1	5	(2)	業務の引継ぎ	「事業者は、指定期間の終了までに、管理物件を供用開始時点の状態に回復し、市に対して管理物件を明け渡すこと」と規定されておりますが、P20第2-10-(3)のキに、「経年による劣化は許容するものとする」とあることを鑑みれば、経年劣化は免責との認識でよろしいでしょうか。	性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容します。
119	要求水準書 (維持管理・運営)	P07	第1	8	(4)	区長及び関係各課との連携・調整	事業者が出席すべき定例会議等について、現時点でわかっている会議の内容、頻度等がありましたら、ご教授ください。	添付資料4-2(2)ウに規定する運営協議会が定例の会議となります。その他の会議については現時点では決定しておりません。
120	要求水準書 (維持管理・運営)	P07	第1	7	0	図表1	カフェ及びコンビニの「開庁・開館時間又は運営・営業時間」が要求水準(案)時点の「事業者の提案による」から「カフェ8:00～20:00、コンビニ8:30～21:30」に変更された理由は何かありますでしょうか。 事業者からの延長の提案(例:コンビニを24時間営業とする等)について、受け入れづらいもの(=評価が下がる提案)等はありませんでしょうか。	変更した理由は、最低限の営業時間を設定したためです。延長の提案について受け入れづらいもの(=評価が下がる提案)等はありません。
121	要求水準書 (維持管理・運営)	P07	第1	7	0	図表1	コンビニについて、基本時間が「8:30～21:30」となっておりますが、一般的なコンビニの営業時間(24時間)と比較して短い設定としたことは、貴市として、ロードサイドのコンビニ等ではなく建物内に存在する小規模の売店等を想定されているということでしょうか。	コンビニは賑わいを創出し、本施設のコンセプトに寄与する重要な機能と考えています。小規模の売店等ではなく、一般的なコンビニを想定しており、要求水準書においても、周辺地域の住民が幅広く利用できるような配置することを求めています。
122	要求水準書 (維持管理・運営)	P07	第1	7	0	施設の開庁・開館時間等	駐車場の運営主体が市となっておりますが、具体的に市が実施する運営内容をご教示頂けますでしょうか。	運営時間の決定、使用料の設定及び使用料の収受は本市となります。事業者は使用料の徴収事務及び駐車場の維持管理を実施します。
123	要求水準書 (維持管理・運営)	P10	第2	1	(1)	業務の目的	維持管理業務を遂行するにあたって、「建築保全業務共通仕様書」に準拠するとあります。①「参考」ほどの自由度はないものの、「準拠」する限り、必ずしも一致しない場合でも許容されると理解してよろしいでしょうか。②この場合、H27/10/1の質疑回答No-237における「市が認めた場合はこの限りではない」の貴市が認める条件について具体的な内容をご教示願います。	事業者のノウハウに期待し、要求水準書の下記部分を変更します。前段に書かれている目的を遂行できるよう業務を遂行してください。 (変更前) 「なお、事業者は維持管理業務を遂行するにあたって、要求水準書、仕様書のほか「建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」及びその他必要な関連法令等に準拠し、適切な維持管理を実施するものとする。」 (変更後) 「なお、事業者は維持管理業務を遂行するにあたって、要求水準書、仕様書のほかその他必要な関連法令等に準拠し、「建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」を参考にし適切な維持管理を実施するものとする。」
124	要求水準書 (維持管理・運営)	P11	第2	1	(7)	中規模修繕の定義	ベースライトとしてLEDを採用する場合、最近では照明器具の枠と本体が切り離され、本体(LEDモジュール)のみ交換できるようになってきています。考えようによっては部品交換であり修繕という判断もありますが、照明の発光部本体の更新であるため中規模修繕という位置付けでよろしいでしょうか。事業期間中に必ず必要になる高額な項目ですので考え方を示してください。	LEDモジュールのみの交換及び照明器具本体の交換または、一体型の機器についても事業期間中の交換は修繕とします。
125	要求水準書 (維持管理・運営)	P12	第2	1	(7)	維持管理業務に関する用語の定義 中規模修繕	中規模修繕として照明等の機器の更新が示されていますが、LED照明器具などでは管球を交換するのではなく機器本体を更新するものが多くあります。この場合、機器の更新は中規模修繕とされていますので、例えば事業期間内においてLED照明器具1台を不具合で更新する場合でも事業範囲外であるとの理解でよろしいでしょうか。	質問番号No.124の回答のとおりです。 不具合による器具更新は事業者負担とします。
126	要求水準書 (維持管理・運営)	P12	第2	1	(7)	維持管理業務に関する用語の定義 中規模修繕	中規模修繕として照明等の機器の更新が示されていますが、UPS機器にあつては構成部品である蓄電池等を含む全体を更新する場合は中規模修繕として事業範囲外であり、蓄電池等の構成部品の一部を単独で交換する場合は事業者が修繕として実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	要求水準書 (維持管理・運営)	P12	第2	1	(7)	維持管理業務に関する用語の定義 中規模修繕	外壁仕上げをタイルとした場合、別紙28「20年間更新項目・修繕項目」では「タイルの割れ、欠け取替え」が修繕相当となっておりますが、「機能上、安全上支障となる劣化」を除き、外装全面に対する修繕工事の際に実施するタイル補修等の場合は「中規模修繕」相当として事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
128	要求水準書 (維持管理・運営)	P12	第2	1	(7)	維持管理業務に関する用語の定義 中規模修繕	「外壁仕上げが塗装の場合:外壁の洗浄、更新(再塗装等)」は中規模修繕となっていますが、別紙28「20年間更新項目・修繕項目」の「外部、外壁仕上げ」では上塗り再塗装は修繕との記載もあります。要求水準書本文の記載を優先し、部分的な補修を除き、上塗り再塗装は「中規模修繕」として事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	【付属資料3】に示したとおり、【別紙28】は、市が事業費を想定するため作成していますので、実際は、貴グループが提案する外壁仕上げによって提案して頂くことになります。【別紙28】で示したように、8年目の上塗り再塗装は、修繕と考えていますので事業範囲内です。
129	要求水準書 (維持管理・運営)	P12	第2	1	(7)	維持管理業務に関する用語の定義 中規模修繕	内部仕上げの「壁塗装の更新(再塗装等)」は中規模修繕となっていますが、別紙28「20年間更新項目・修繕項目」の「内部仕上げ 壁-内部塗装」では上塗り再塗装は修繕との記載もあります。要求水準書本文の記載を優先し、部分的な補修を除き、上塗り再塗装は「中規模修繕」として事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	【付属資料3】に示したとおり、【別紙28】は、市が事業費を想定するため作成していますので、実際は、貴グループが提案する内部仕上げによって提案して頂くことになります。【別紙28】で示したように、10年目の上塗り再塗装は、修繕と考えていますので事業範囲内です。
130	要求水準書 (維持管理・運営)	P12	第2	1	(7)	維持管理業務に関する用語の定義 中規模修繕	内部仕上げをビニルクロスとした場合、別紙28「20年間更新項目・修繕項目」の「内部仕上げ 壁-ボード」ではビニルクロス張替えが修繕となっています。内部仕上げの壁塗装と同様の考え方で、部分的な補修を除き、ビニルクロス張替の場合は「中規模修繕」として事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	【付属資料3】に示したとおり、【別紙28】は、市が事業費を想定するため作成していますので、実際は、貴グループが提案する内部仕上げによって提案して頂くことになります。【別紙28】で示したように、10年目のビニルクロス張替は、修繕と考えていますので事業範囲内です。また、ボードを含めた張替については20年目にあたる更新(中規模修繕)となります。
131	要求水準書 (維持管理・運営)	P12	第2	1	(7)	維持管理業務に関する用語の定義 中規模修繕	内部仕上げで天井の仕上げを金属成型板や塗装、ビニルクロスとした場合、別紙28「20年間更新項目・修繕項目」の「内部仕上げ」では天井の塗装やビニルクロス補修が修繕となっています。内部仕上げの壁塗装と同様の考え方で、部分的な補修を除き、天井の塗装やビニルクロス張替の場合は「中規模修繕」として事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	【付属資料3】に示したとおり、【別紙28】は、市が事業費を想定するため作成していますので、実際は、貴グループが提案する内部仕上げによって提案して頂くことになります。【別紙28】で示したように、天井の塗装やビニルクロス張替の場合は、修繕と考えていますので事業範囲内です。
132	要求水準書 (維持管理・運営)	P12	第2	1	(7)	維持管理業務に関する用語の定義 中規模修繕	中規模修繕における「機器の更新」は台数に関係なく単機の場合も含まれるとの回答(平成27年10月9日 No.245)をいただいております。したがって、建築における外壁シーリング等の部分更新であっても中規模修繕として事業外である理解でよろしいでしょうか。	【付属資料3】に示したとおり、【別紙28】は、市が事業費を想定するため作成していますので、実際は、貴グループが提案する外壁材によって提案して頂くことになります。また、【別紙28】で示したように、外壁シーリングは更新(中規模修繕)と考えていますので事業範囲外です。
133	要求水準書 (維持管理・運営)	P12	第2	1	(7)	中規模修繕の定義	複数の機器で構成される設備の場合、その構成機器の寿命はまちまちですが、各機器単体の更新も中規模修繕という位置付けでよろしいでしょうか。別紙28で映像音響設備のOHPやマイクの更新は中規模修繕となっていますが、中央監視盤のCRT、プリンターは修繕となっており、明確な区分がわかりません。情報システムのPC更新などは事業期間中複数回更新が考えられますが、これは中規模修繕と考えておけばよろしいでしょうか。	明確な区分がわからないのご指摘ですが、【付属資料3】に示したとおり、あくまでも【別紙28】は、平成17年度版「建築物のライフサイクルコスト」に基づき市が事業費を想定するため作成したものです。【付属資料3】を理解して頂き、事業者提案により、建築、電気設備や機械設備各項目について、自ら策定する修繕計画に基づき事業期間内については修繕を実施して頂くことになります。市が構築する情報システムのPC更新については市対応のため、修繕・中規模修繕の範囲外です。
134	要求水準書 (維持管理・運営)	P12	第2	1	(7)	中規模修繕の定義	インターホン設備の親機・子機ともに交換する場合は中規模修繕ですが、子機のみ交換が必要になった場合も同様との判断でよろしいでしょうか。	子機のみ交換についても事業期間中の交換は修繕とします。
135	要求水準書 (維持管理・運営)	P12	第2	1	(7)	中規模修繕の定義	放送設備のスピーカーの交換は中規模修繕ですが、アッテネータの交換も同様との判断でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	要求水準書 (維持管理・運営)	P12	第2	1	(7)	中規模修繕の定義	別紙28は「平成17年版 建築物のライフサイクルコスト」の抜粋となっていますが、別紙28に掲載のない区分や種別については、同書を参照して「更新」となる項目を中規模修繕と見なすことでよろしいですか。また同書にも掲載がない仕上げや設備機器等があった場合には、事業者の判断にて計画することでよろしいですか。その場合に、入札前段階で貴市と内容確認、調整をすることができません。事業者決定後、貴市と事業者との考え方の相違が判明した場合の考え方を示してください。	【付属資料3】に示したとおり、あくまでも【別紙28】は、平成17年度版「建築物のライフサイクルコスト」に基づき市が事業費を想定するため作成したものです。【付属資料3】を理解して頂き、事業者提案により、建築、電気設備や機械設備各項目について、自ら策定する修繕計画に基づき修繕・更新業務を実施して頂くことになります。市と事業者の考え方の相違が判明した場合については、現在の段階では、具体的な想定をすることが困難です。そのような事案がおこった場合には協議の場を設けます。
137	要求水準書 (維持管理・運営)	P12	第2	1	(7)	中規模修繕の定義	別紙28による中規模修繕に該当する内容の一部が、想定されていた時期よりも相当早く実施する必要になった場合(例:20年目に予定のカセット型ファンユニット1台が5年目に更新する必要があった場合、等)についても、中規模修繕であるとの理解でよろしいですか。	事業期間内の不具合による器具更新は事業者負担とします。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
138	要求水準書	P13	第2	3	(1)	建築設備保守管理業務のPBXについて	「PBXについては、事業者がリース方式で契約し、5年ごとに切り替えを行うこと」とありますが、事業期間終了時の交換、再リースについてのお考えをご教示ください。また、機械警備設備についてもリースでの導入を考えていますが、同様に事業終了時のお考えをご教示下さい。	PBXの事業期間終了時の交換、再リースについては未定です。事業者によるリース期間は事業期間と同じ20年間です。機械警備についても事業期間終了後の再リースについては、現時点では未定です。
139	要求水準書 (維持管理・運営)	P13	第2	3	(1)	業務の内容	「PBXについては、…5年ごとに切り替えを行うこと」とありますが、一般的に7年程度の使用は支障ないようですが、5年と定める理由をご教示下さい。	先進事例にならって決めております。
140	要求水準書	P14	第2	3	(2)	配置責任者の資格について	電気責任者と機械責任者それぞれの資格要件が求められていますが、兼務することは可能でしょうか	可能としています。
141	要求水準書 (維持管理・運営)	P14	第2	3	(2)	ア 運転・監視	「運転時期の調整が必要な設備に関しては、本市と協議して運転期間・時間等を決定すること。」とありますが、運営が指定管理者に委ねられる指定管理者業務範囲については、運営者である事業者側で決定することができるという理解でよろしいでしょうか。(貴市及び庁舎利用者の利用を妨げないことを前提とする)	質問番号No.187及び質問番号No.191の回答のとおりです。
142	要求水準書 (維持管理・運営)	P14	第2	3	(2)	ア 運転・監視	「運転監視を行う電気責任者は、電気事業法に定める第3種電気主任技術者以上」という記載がありますが、主任技術者の選任については、電気事業法に基づいた選任及び届出をする、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	要求水準書 (維持管理・運営)	P15	第2	4	(3)	ウ 駐車場の運用に関する事項	「駐車場の使用料の徴収を想定して」とありますが、無料化処理はどのように行う想定でしょうか。	必要箇所(各課窓口、総合案内等)に認証器を設置しての無料化処理を想定しています。
144	要求水準書	P19	第2	9	(2)	機械警備の警戒範囲について	重要エリアの具体的範囲をお示しください。	執務室、倉庫、機械室、サーバー室等、特定(本市職員及びSPC関係者)の人員のみが出入りするエリアを指します。
145	要求水準書 (維持管理・運営)	P19	第2	9	(2)	オ 機械警備	事業方式はBTO方式になりますが、機械警備の機器は所有権が警備会社にあるレンタル方式とすることは可能でしょうか。	可能としています。
146	要求水準書 (維持管理・運営)	P19	第2	10	(1)	業務の内容	修繕・更新は、「第2.1.(8)に示す用語の定期の中規模修繕費を除く全ての修繕・更新をいう」とありますが、中規模修繕以外で事業者が行う更新はあるのでしょうか。	提案により事業期間中に予定する更新業務もあると認識しています。
147	要求水準書 (維持管理・運営)	P19	第2	10	(1)	業務の内容	「修繕計画書に基づいて、必要な修繕・更新を実施すること。ここで言う修繕・更新は、第2.1.(8)に示す用語の定義の中規模修繕を除く全ての修繕・更新をいう。」とありますが、「入札説明書【添付資料1】想定されるリスクと責任分担」では瑕疵担保期間終了後に発見された施設の瑕疵に関するものの負担は貴市となっていることから、瑕疵担保期間終了後に判明した瑕疵の修補については、修繕には含まれず、補修費用は貴市の負担となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、瑕疵担保期間終了後に判明した不具合の要因が、「瑕疵によるもの」、「劣化によるもの」であるかの判別にもよります。
148	要求水準書 (維持管理・運営)	P19	第2	10	(3)	ウ 修繕の実施	中規模修繕が別紙28の通りに実施されない場合、事業者側の修繕費の増大が予想されます。原則別紙28にある程度での中規模修繕が実施されるものと考えてよろしいでしょうか。また時期が後ろにずれた場合は、増加した修繕費も貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	【付属資料3】に示したとおり、あくまでも【別紙28】は、平成17年度版「建築物のライフサイクルコスト」に基づき市が事業費を想定するため作成したものです。【付属資料3】を理解して頂き、事業者提案により、建築、電気設備や機械設備各項目について、自ら策定する修繕計画に基づき修繕・更新業務を実施して頂くこととなります。
149	要求水準書 (維持管理・運営)	P19	第2	10	(1)	修繕・更新業務の内容	「ここでいう修繕・更新は第2.1.(8)に示す～」とございますが、「第2.1.(7)」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	要求水準書 (維持管理・運営)	P20	第2	10	(3)	イ 劣化診断の実施	診断内容・方法は、前後の修繕計画を踏まえ事業者の提案によるものとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	要求水準書 (維持管理・運営)	P20	第2	10	(3)	イ 劣化診断	最低6年ごとに施設の劣化診断を実施との記載がございますが、「少なくとも6年毎には」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	要求水準書 (維持管理・運営)	P20	第2	10	(3)	ウ 修繕の実施	緊急を要す中規模修繕が必要な事態(故障した設備機器の交換など)が発生した場合、事業者が勝手に機器更新を手配することができません。一次措置(張り紙、漏水を起こした場合は清掃など)のみ行い貴市の指示を仰ぐというスタンスでよろしいですか。	ご理解のとおりです。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答																								
153	要求水準書 (維持管理・運営)	P20	第2	10	(3)	ウ 修繕の実施	維持管理・運営期間が20年と長期に渡っているため、事業期間中に貴市による改修工事(機能増強やプラン変更など)の実施が想定されます。この場合事業者の管理対象も変更や撤去される可能性があります。維持管理費、修繕費の扱いについてご教示ください。	ご質問の事態が発生した際に、事業者の業務範囲が拡大する場合は、増加費用は対価に上乗せすることを想定しています。詳細は、事態が発生したときに協議します。																								
154	要求水準書 (維持管理・運営)	P20	第2	10	(3)	オ 施設台帳及び完成図面等への反映	「修繕内容については、最新の設備等の状態がわかるように電子情報及び図面等を整備」との記載がございますが、竣工図自体のデータを修正更新する必要はなく、事業者側で実施した修繕履歴及び内容がデータで一元管理されていれば良いとの理解で宜しいでしょうか。 仮に竣工図自体のデータ修正更新を求められる場合、作業に手間とコストを要することに加え、市が実施した修繕・更新・模様替えが反映されないことから、必ずしも最新の施設状況が確認できる図面とはならず、その有用性が限定されるとともに、誤解が生じる可能性があることを懸念しております。	ご理解のとおりです。																								
155	要求水準書 (維持管理・運営)	P20	第2	10	(3)	キ 事業期間終了時の要求水準	但し書きで記載頂いておりますとおり、初期の性能・機能が確保されていれば、美観に関しましては経年による劣化は許容されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。																								
156	要求水準書 (維持管理・運営)	P21	第3	1	(3)	キ 業務期間	カフェ・コンビニの事業者負担での内装工事は、施設の完了検査前の着手が可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。																								
157	要求水準書 (維持管理・運営)	P22	第3	2	(2)	ア 時期等	「ICタグの貼付作業は現大宮図書館の閉館以前から、現大宮図書館内で実施することができる」とありますが、具体的にいつから実施することができますでしょうか。またその作業スペースはどちらをご提供頂けますでしょうか。	ICタグ貼付作業の開始は、図書館の閉館予定日1年前から、作業スペースは現在の大宮図書館会議室1室を想定しています。 詳細については、閉館予定日が確定後、図書館と調整していただくことになります。																								
158	要求水準書 (維持管理・運営)	P23	第3	4	(2)	ア 市が引き渡す備品等の設置	現大宮図書館が所蔵するマイクロフィルムは歴史的価値のある資料の保存手段として作成されてきたものと推量いたしますが、今後、事業中に増加するマイクロフィルムはどのようなものを対象として作成されるのでしょうか？例えば、デジタル化というような新しい技術による資料保存手段への変更はあり得ませんか？	現在の大宮図書館で所蔵する新聞のマイクロフィルムは、市販品を購入したものです。現在のところ変更は検討していません。																								
159	要求水準書 (維持管理・運営)	P24	第3	5	(2)	ウ 運営期間中の図書資料等の購入	①雑誌300誌、新聞40誌を購入することとありますが、現在の大宮図書館での、購入雑誌数、購読新聞誌は、各何誌ですか。 ②既存図書館で雑誌300誌、新聞40紙を購入している図書館はどこですか。	①平成26年度の大宮図書館の実績は、雑誌215誌、新聞40紙です。 ②平成26年度の実績は、次の通りです。 中央図書館 雑誌627誌、新聞105紙 北図書館 雑誌269誌、新聞 35紙 大宮西部図書館 雑誌195誌、新聞 26紙 桜図書館 雑誌192誌、新聞 36紙 東浦和図書館 雑誌176誌、新聞 17紙																								
160	要求水準書 (維持管理・運営)	P24	第3	6	(3)	ウ その他の業務	「返却ポスト」については、このエリアで図書館閉館後の図書館資料の返却対応として設置しようとの指示がありますが、図書館の運営についての記述部分では、具体的な指示が見当たりません。通常、返却ポストによる返却の受付は、図書館閉館時間中かと思いますが、その判断でよろしいでしょうか？	(仮称)ふれあいスペースの開館時間帯において、(仮称)ふれあいスペースで読んだ本を、そのまま返却できることを想定しています。																								
161	要求水準書 (維持管理・運営)	P24	第3	5	(1)	0	現在の大宮図書館の過去3年間の収支実績についてお示しください。 また利用者カード等、さいたま市立図書館共通の消耗品については市より提供されるのでしょうか。	大宮図書館の過去3年間の主な予算は次の通りです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H25</th> <th>H24 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資料費</td> <td>8,313</td> <td>7,838</td> <td>6,919</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>292</td> <td>400</td> <td>442</td> </tr> <tr> <td>講師謝金</td> <td>65</td> <td>63</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>通信運搬費</td> <td>308</td> <td>300</td> <td>357</td> </tr> <tr> <td>印刷製本費</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の印刷製本費は、外注しているものです。自館で印刷するもの、中央図書館で一括発注している共通ラベル・シール分を含みません。</p> <p>利用者カード、さいたま市図書館共通の利用案内については、市より提供いたします。</p>		H26	H25	H24 (千円)	資料費	8,313	7,838	6,919	消耗品費	292	400	442	講師謝金	65	63	75	通信運搬費	308	300	357	印刷製本費	0	0	14
	H26	H25	H24 (千円)																													
資料費	8,313	7,838	6,919																													
消耗品費	292	400	442																													
講師謝金	65	63	75																													
通信運搬費	308	300	357																													
印刷製本費	0	0	14																													
162	要求水準書 (維持管理・運営)	P25	第3	5	(2)	サ その他の要求水準	「複写サービスのために設置する複写機の複写料金を徴収を代行し、市の規程に基づき収めること」とありますが、この複写機は市の備品として購入し、市が保守点検、更新等を行なうという理解でよろしいでしょうか。	事業者が調達・保守を行ってください																								
163	要求水準書 (維持管理・運営)	P25	第3	5	(2)	サ 複写サービスのために設置する複写機の複写料金	複写機は指定管理者が設置するのでしょうか、指定管理者が設置する場合、複写機の維持管理経費を指定管理者が負担し、複写料金については市に収めるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。																								

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
164	要求水準書 (維持管理・運営)	P26	第3	6	(2)	ア (仮称)ふれあいスペースの諸室構成及び利用形態	スタディールーム、ワーキングルーム等の想定利用者が「市民」となっています。特にスタディールームをなるべく大勢の市民に公平に利用していただくために利用券の提示を求め、ないし利用券を利用したシステムによって座席を管理しようとした場合、利用券を持っていない市民について、どのように「市民」であることを判断するのか、お訊ねします。同様に、有償であるワーキングルームについても、「市民」であることの判断をどのようにするのか、お訊ねいたします。	スタディールーム等の利用については、市外の方でもさいたま市図書館利用者カードを所持している場合は、利用させることを想定しています。図書館のカードを所持していない場合は、さいたま市図書館個人貸出業務等実施要領第2条2項で定める本人及び本人の居住地を確認する書類(具体的には、住民票の写し又はその複写、運転免許証、健康保険証、公共機関発行の証明書等、公共料金領収書、学生証又は生徒手帳)により、さいたま市民であることを確認してください。
165	要求水準書 (維持管理・運営)	P27	第3	6	(3)	ア 施設貸出業務	(仮称)ふれあいスペースのワーキングルームを除く有料諸室を図書館が催事等で利用する場合、利用料金が減免されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	要求水準書 (維持管理・運営)	P27	第3	6	(3)	b. 施設利用料金	「※なお、展示スペース及びワークショップルームについては、社会教育関係団体の利用は、現大宮図書館の文化施設と同様に利用料金を減免する予定である。」とありますが、現時点で想定されている減免率がありますでしょうか。障害者の利用に係る減免は半額と理解しております。	社会教育関係団体の利用については全額減免とする予定です。
167	要求水準書 (維持管理・運営)	P27	第3	6	(3)	c. 利用受付体制の設定	ミーティングスペースの受付期間は、「利用月の3ヶ月前の初日から当日まで」とありますが、施設竣工前の期間(概ね、2019年3月から2019年5月末までを想定)の受付方法は、事業者の提案という理解でよろしいでしょうか。	施設供用開始前の予約受付については、移転前の現大宮図書館が行い、施設供用開始直前に引き継ぎを行います。
168	要求水準書 (維持管理・運営)	P27	第3	6	(3)	c. 利用受付体制の設定	展示スペースの受付期間は、「利用月の6ヶ月前の初日から利用日の15日前まで」とありますが、施設竣工前の期間(概ね、2018年12月から2019年5月末までを想定)の受付方法は、事業者の提案という理解でよろしいでしょうか。	質問番号No.167の回答のとおりです。
169	要求水準書 (維持管理・運営)	P27	第3	6	(3)	c. 利用受付体制の設定	ワーキングルームとワークショップルームの利用受付は「本市の予約システム(予定)」となっておりますが、事業者としての予約体制を整備せずとも、予約は可能という理解でよろしいでしょうか。(利用月の3ヶ月前に事業者のHPが立ち上がってなくても、予約は市のシステムのみで対応できると理解してよろしいでしょうか。)	質問番号No.167の回答のとおりです。
170	要求水準書 (維持管理・運営)	P27	第3	6	(3)	ア c. 利用受付体制の設定	「展示スペース」の受付方法は「窓口」ということですが、貴市の公共施設予約システムにて「施設の空き状況」を閲覧できるように頂くことは可能でしょうか。(実際の予約受付は窓口に来て頂くように別途案内を致します)	さいたま市の公共施設予約システムホームページではなく、図書館ホームページにおいて利用状況を閲覧できるようにする予定です。
171	要求水準書 (維持管理・運営)	P28	第3	6	(3)	業務の要求水準 e. 入館及び退館への対応	ふれあいスペースの管理について、鍵管理がうたわれていますが、鍵以外の媒体(ICカード)による管理も可能でしょうか。	可能としています。
172	要求水準書 (維持管理・運営)	P28	第3	6	(3)	f. 空室状況の公開	空室状況の公開について、ワーキングルーム・ワークショップルームについては市の予約システムによる受付のため、事業者が作成するHP等へ市の予約システムのリンク等を貼ることで対応するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	要求水準書 (維持管理・運営)	P29	6	(3)	イ	リーススペース等を利用してのイベント開催業務	実施条件に、イベント参加者より徴収可能な費用等についての記載がありませんが、イベント開催業務(要求事業)についてもイベント開催にあたって要した実費相当額はイベント参加者より徴収可能と考えてよろしいでしょうか。	本項で定める年4回以上行うイベントは参加者からの費用徴収は不可とします。提案事業については、イベント開催にあたって要した実費相当額のみ、参加者からの徴収を可とします。提案事業については、要求事業よりもカジュアルなイベントを想定しております。
174	要求水準書 (維持管理・運営)	P29	第3	6	(3)	i 本市の事業の優先利用	「本市による(仮称)ふれあいスペースの利用については、優先的に確保できるものとする。」とありますが、想定されている貴市によるふれあいスペースの諸室ごとの利用頻度をご教授いただくことはできませんでしょうか。別紙29「大宮図書館文化施設利用状況詳細」は参考にさせていただきます。	現時点では、大宮図書館(指定管理者)が写真会等でワークショップルームを使用することが想定されていますが、それ以外の利用について、具体化している計画はありません。
175	要求水準書 (維持管理・運営)	P30	6	(4)	イ	提案事業の実施条件	イベント参加者より徴収可能な費用等は、イベント開催にあたって要した実費相当額のみとありますが、例えば著名人の講演会を開催した際に、その著作等を販売し、収益を得ることは可能ですか。	ご理解のとおりですが、物販はイベントに関連したものに限ります。
176	要求水準書 (維持管理・運営)	P31	第3	8	(2)	業務の要求水準	「本市の指示により看板等の設置」とありますが、看板等とは、紙、ラミネーター等を使用して、簡易に作成できるもの、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、市が用意したものを設置する場合があります。
177	要求水準書	P33	第3	9	(3)	店舗床の貸付料について	コンビニエンスストアにイートインスペースを設ける場合には、カフェ同様に客席部分と見なされて貸付料は免除となりますか。	ご理解のとおりです

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
178	要求水準書	P33	第3	9	(5)	コンビニにおける各種証明書取扱いサービスについて	貴市HP上で多機能端末機が設置されているコンビニとして4ブランドが指定されていますが、多機能端末機を設置し貴市の各種証明書の取扱いを行う事が可能であれば、他のコンビニブランドでも良いとの認識でよろしいでしょうか。 (http://www.city.saitama.jp/001/001/003/p019649.html)	ご理解のとおりです。
179	要求水準書 (維持管理・運営)	P33	第3	9	(3)	ウ 行政財産の貸付	賃料料月額3,500円/㎡は税込み金額という理解でよろしいでしょうか。	税抜き価格になります。
180	要求水準書 (維持管理・運営)	P33	第3	9	(3)	ウ 行政財産の貸付	自動販売機設置床の貸付料が売上(税込み額)の100分の25とした理由をご教示ください。 この数値を緩和いただくことは可能でしょうか。	市内各区役所の実績を基に数値を設定しているため、緩和できません。
181	要求水準書 (維持管理・運営)	P34	第3	9	(7)	カフェ及びコンビニ、自動販売機運営業務の変更	協議により売り場面積の減、自動販売機台数の減ができますとありますが、その場合、面積に応じて行政財産の貸付料も減額となる理解でよろしいでしょうか。	コンビニ及びカフェの売り場面積減少についてはご理解のとおりです。 自動販売機設置床の貸付料は売上(税込み額)の100分の25としていますので、貸付床面積の減少による貸付料の減額は発生しません。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答	
182	別紙10	P1	0	0	0	注記【電気設備】1)	LANの「一般」の「独」に関しては、独自のLANで単独に外部接続となっていますが、MDF室から個々に光ケーブル×1本ずつを供給する必要がありますか。それともUTP5eもしくはUTP6×1本ずつでよろしいでしょうか。	「一般」の「独」に関しては、事業者には配管のみの用意をお願いし、配線については市で行います。	
183	別紙10 諸室諸元表	0	0	0	0	0	その他(設置想定主要什器・備品)	この項目で記載されている什器・備品等は市対応と考えてよいですか。	ご理解のとおりです。ただし、障害者更生相談センターの既存聴力検査ユニットの移設は事業者業務となります。
184	別紙10 諸室諸元表	0	0	0	0	0	設計水準	この項目で記載されている【スペース】【造作家具】【その他】で、「～設置すること。」「～設けること。」と記載されている分は事業者で調達・設置することと解釈しますか。またP5「庁舎機能・共用諸室・相談スペース・租税相談等の相談」の「スペース」で記載されている、4人用ブース×4、2人用ブース×2をローバーアクションにより区画する。とありますが、これも事業者で調達・設置すると解釈しますか。	いずれもご理解のとおりです。
185	要求水準書(設計・建設)別紙10	P1	0	0	0	注記【機械設備】1)	個別空調の定義は、発停および温度設定が対象室ごとに行えると考えてよろしいでしょうか。	個別空調とは、中央熱源を稼働させなくても単独で発停、温度設定ができる方式です。	
186	要求水準書(設計・建設)別紙10	P1	0	0	0	注記【機械設備】2)	換気設備の「強」とする室の具体的な換気量または換気回数をご教示願います。	強運転用の換気設備を別途設けることとし、その換気量は、概ね10回/H以上としますが、設計ヒアリング時に再確認のうえ設置してください。	
187	要求水準書(設計・建設)別紙10	P1～11	0	0	0	0	主たる使用時間帯	開庁・開館時間帯と空調運転時間帯は同じと考えてよろしいでしょうか。	労働安全衛生法・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、運転をしております。去年度実績は以下のとおりです。 大宮区役所:8:30～17:15 大宮図書館:8:30～20:00(平日) 8:30～18:00(休日)
188	要求水準書(設計・建設)別紙10	P1～11	0	0	0	0	機械設備	電気室・サーバー室の空調予備機の考え方をご教示願います。(例えば、100%×2台、50%×3台等)	同等の能力を持つ予備機を1台設置することとします。また、保守管理室の空調についても同様とします。
189	要求水準書(設計・建設)別紙10	P5	0	0	0	0	(仮称)北部市税事務所	北部市税事務所について、待合ロビーと各課1～7の隣接の必要はないと考えてよろしいでしょうか。また、隣接しない場合の呼び出しは内線電話等と考えてよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、隣接配置を条件とはしないものの運用上支障のない配置(同一階配置とし、各課1～7との往來に支障のない位置)とします。内線電話の設置は不要です。
190	要求水準書(設計・建設)別紙10	P10	0	0	0	0	設計水準【機械設備】	調湿設備の必要な室(文学資料収蔵庫)の温湿度条件をご教示願います。	温度18～22℃、相対湿度45～55%とします。
191	要求水準書(設計・建設)別紙10	0	0	0	0	0	機械設備	年間の空調運転期間の考え方をご教示願います。(中間期における停止等)	労働安全衛生法・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、運転をしております。去年度実績は以下のとおりです。 冷房:5/25～9/28 暖房:11/25～4/14
192	要求水準書(別紙10)	P1 他	0	0	0	0	諸室諸元表	その他にある、議会中継システムモニタについて、モニタリングする諸室名を御教授下さい。	議会中継システムは、市議会の中継放送を行うシステムです。モニタリングを行うシステムではありません。モニタの設置位置については【別紙10】のとおりです。
193	要求水準書(別紙10)	P3	0	0	0	0	諸室諸元表	催事情報システムと兼用のモニターについては、電源及び配管配線のみ本工事と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	要求水準書【別紙10】	P10	0	0	0	0	新大宮図書館オープンスペース児童書コーナー	【スペース】に「間仕切り壁を設けること」とあり、児童書コーナーの音の問題を想定したものと考えますが、仮に多少の音が出て問題ないレイアウトであっても、必ず間仕切り壁の設置は必要でしょうか。	間仕切り壁を設けない提案は不可とします。
195	要求水準書【別紙10】	P10	0	0	0	0	新大宮図書館専用室おななし室	おはなし室の利用として、「おはなし会以外の利用(市民、職員利用)」とありますが、備品として椅子等置くとすると、子ども用と市民・職員利用とは異なりますが、子どもも大人も、床に座っての利用を前提とすると考えてよろしいでしょうか。	事業者提案とします。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
196	要求水準書【別紙10】	P10	0	0	0	新大宮図書館	文学資料収蔵庫の欄にある「文学資料室」と同一のスペースとの理解でよろしいでしょうか。また文学資料室の図書館システム端末を配置するスペースを利用者にオープンにするか、バックヤードとするかは、提案事項と考えてよろしいでしょうか。	前段については、用途欄に記載の「文学資料室」は「文学資料コーナー」を正とします。したがって同一のスペースを指しているのご理解ください。後段については、ご理解のとおりです。
197	要求水準書【別紙10】諸室諸元表	5	0	0	0	0	非常呼出装置に※が付されていますが、いずれもトイレ呼出装置ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、非常呼出設備の盤は1～7課のいずれかの執務室に設けるものとします。
198	要求水準書【別紙10】諸室諸元表	9	0	0	0	0	コンビニ内の機械警備はテナントであるコンビニの判断による理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	要求水準書【別紙10】諸室諸元表	11	0	0	0	0	カフェ内の機械警備はテナントであるカフェの判断による理解で宜しいでしょうか。	質問番号No.198の回答のとおりです。
200	要求水準書【別紙10】諸室諸元表 要求水準書【別紙29】大宮図書館文化施設利用状況詳細	11	0	0	0	該当する諸室について	【別紙29】における「展示ホール」、「会議室」、「視聴覚ホール」は【別紙10】における一覧のどの諸室に該当しますか。	【別紙29】展示スペースは【別紙10】P11(仮称)ふれあいスペース_展示スペースに該当します。 【別紙29】会議室及び視聴覚ホールは【別紙10】P11(仮称)ふれあいスペース_ワークショップルームに該当します。 ワークショップルームは、【別紙29】会議室及び視聴覚ホールの機能を併せ持った室となるよう計画してください。
201	要求水準書(設計・建設)別紙11	0	0	0	0	建設工事業務引越(新庁舎への引越)	新庁舎への移転費用について、構内交換設備の電話回線等も貴市負担となるのでしょうか。	電話回線の移転手続き業務は市で行います。
202	要求水準書【別紙21】	P25	別表	0	0	録音資料の貸出(2) 点字資料の貸出(2)	録音資料及び展示資料の貸出について、「貸出方法は、来館及び郵送貸出とする」とありますが、この郵送費については、指定管理者の負担となりますでしょうか。	録音資料及び点字資料の貸出については、中央図書館でまとめて郵送を行いますので、指定管理者の負担する郵送費は発生しません。
203	要求水準書【別紙21】	P28	第10条	0	0	發送経費	「利用者への發送については図書館が負担する。」とありますが、大宮図書館の資料宅配の發送経費については、指定管理者の負担となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。現在の大宮図書館の資料宅配サービスの利用状況は以下のとおりです。 郵送費用 冊数 H24 2,140円 40冊(9回) H25 4,530円 68冊(23回) H26 5,977円 91冊(28回) H27 10,410円 172冊(49回)
204	要求水準書【別紙21】	p36	複写取扱要綱	0	別表	さいたま市図書館が契約するオンラインデータベース	さいたま市が契約している、大宮図書館で利用可能なオンラインデータベースを教えてください。	現在、大宮図書館で提供しているのは次の通りです。 ・官報検索情報サービス ・D1-Law.com 第一法規法情報総合データベース ・税務・会計データベース ・金額算定解説データベース
205	要求水準書【別紙21】	p36	複写取扱要綱	0	0	さいたま市図書館が契約するオンラインデータベース	オンラインデータベースの印刷につきましては、専用のプリンター(課金)を用意する必要がありますか？	中央図書館のように、利用者用複写機にオンラインデータベースから印刷できる機能を持たせることも可能であるため、必ずしも専用のプリンターを用意する必要はありません。
206	要求水準書【別紙23】役割分担	3/5	文学資料担当業務	0	0	資料の収集・整理・保管・展示	「資料のデジタル化を進めること」として、(対象資料は目録データ10,000件程度、画像データ400件程度)とのご指示がありますが、これは、1 事業期間中を通してに行うもの、と考えてよろしいでしょうか。 2 別にご質問している「資料のマイクロフィルム化」とは異なる資料が対象である、と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
207	要求水準書(維持管理・運営)別紙23	P3	0	0	0	文学資料室担当業務/資料の収集・整理・保管・展示	「資料のデジタル化作業を進めること(対象資料数は目録データ10,000件程度、画像データ400件程度)」と記載がございますが、実施方針時点から新たに追加された項目(数量)と料金を、当該作業は、別途予算で対応し今回の事業費には含まないという理解でよろしいでしょうか。	今回の事業費に含まれます。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
208	要求水準書【別紙23】	p2/5	管理運営		0	0	学校・地域・生涯学習施設等との関連業務 大宮図書館が担当する学校について、お示ください。	小学校(7校):大宮、芝川、桜木、上小、大宮東、大宮南、大宮北 中学校(8校):七里、桜木、大宮東、大宮南、大宮北、大砂土、第二東、大宮八幡 高校(1校):大宮西
209	要求水準書【別紙23】	p2/5	サービスカウンター担当業務		0	0	総合案内(貸出・返却業務) 団体貸出等について、学校への配送が発生する場合、図書館の配送車が配送を行なうのでしょうか。	学校図書館支援センター(北浦和)および大型団体貸出(大宮西部)による学校貸出では、図書館の配送車による配送を行っていますが、団体貸出の場合は図書館の配送車による配送は行っていません。 大宮図書館が配送車により学校へ配送を行う必要はありません。
210	要求水準書【別紙23】	p3/5	文学資料室担当業務		0	0	著作権管理(大西民子) 「大西民子の著作権に関する管理」とは具体的にどのような業務を想定されているのでしょうか。	大西民子氏の著作権の管理はさいたま市が行うものですが、事務処理は大宮図書館が執行を行っています。 著作権の利用申請の受理などの窓口業務、並びに中央図書館の担当者への引継ぎをお願い致します。
211	要求水準書【別紙25】(仮称)ふれあいスペース機能内容一覧	0	0	0	0	0	リーススペース(ミーティングスペースを含む) 想定イベントとして「ミニコンサート」とございますが、要求水準(維持管理運営)P29に記載のある音響等への配慮とは具体的な数値でお示しいただくことは可能でしょうか。	具体的な数値はありませんが、隣接又は近接する諸室機能及び施設に影響を及ぼさないよう配慮を求めます。
212	要求水準書【別紙25】(仮称)ふれあいスペース機能内容一覧	0	0	0	0	0	リーススペース(ミーティングスペースを含む) 「区役所との共催事業あり」と記載がありますが、現時点で想定される共催事業内容についてご教示ください。	現時点で、具体化している共催事業はありません。
213	要求水準書【別紙29】大宮図書館文化施設利用状況詳細	0	0	0	0	0	大宮図書館文化施設利用状況詳細 展示ホールの稼動について、減免団体数を記載いただいておりますが、このうち、「社会教育関係団体」と「障害者の利用」の内訳もご教授いただくことは可能でしょうか。	現大宮図書館の文化施設は個人利用できませんので、該当の「利用状況詳細」の期間内に障がい者の利用は無く、障害者の利用による減免はゼロとなります。 全て社会教育関連団体の利用です。
214	要求水準書【別紙29】大宮図書館文化施設利用状況詳細	0	0	0	0	0	大宮図書館文化施設利用状況詳細 会議室(2部屋)の稼動について、現在減免されている団体はありますか。ある場合は、展示ホール同様、減免団体数をご教授いただけますでしょうか。また、そのうち「社会教育関係団体」と「障害者の利用」の内訳もご教授いただくことは可能でしょうか。	会議室の利用について使用料の設定はありませんので、減免の実績はございません。 また、該当の「利用状況詳細」の期間内に障がい者の利用はございません。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
215	要求水準(案)に関する質問回答	0	0	0	0	質問200	「執務室内及び図書館の開架スペースについては、開庁または開館時館内の入室は不可とします。」とありますが、開架スペースのその他(トイレ・授乳室・供用スペース)については、除くという理解でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
216	要求水準(案)に関する質問回答	0	0	0	0	質問269	警備業務について、入退出システムの活用を提案した場合、追加、紛失、破損を見込んだ提案をするよう、ご回答いただきましたが、貴市職員様分のICカードの発行枚数は「さいたま市大宮区庁舎基本計画」P46記載の541名程度対象と理解してよろしいでしょうか。 また、紛失等による再発行について想定することは大変困難なため、職員様に起因する再発行分については貴市にてご負担いただくことできませんでしょうか。	現時点で想定される新庁舎の職員数は、700名程度ですが、これには、事業者からの提案による大宮図書館及び(仮称)ふれあいスペースの従事者数は含まれていません。 また、人事異動等による増減もあるため、供用開始時点及びその後の正確な従事者数の想定は困難です。 紛失等による再発行については、毎年、従事者数の1割までの負担は事業者とし、1割を超えるものについては本市の負担とします。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
217	落札者決定基準	P08	第3	2	(1)	ウ (イ) 確認項目	表中に記載のある「金融機関からみた利回り」とは、金融スプレッドではなく金融機関が事業の安定性の観点で妥当と考えるPIRRを指しますでしょうか。	「金融機関からみた利回り」とは、本事業において金融機関から資金調達する際の貸出金利を指します。
218	落札者決定基準	P10	第3	2	(2)	ア (イ) 定性的内容に関する事項の得点化方法	注釈に拠りますと、全審査員が全審査項目について審査するとの理解で宜しいでしょうか。その場合、仮に設計・建設に関する審査において、建築系の審査員が最高点を付けた場合、当該審査項目の専門である審査員の得点が反映されないことも生じるのでしょうか。適正な審査が為される様な審査委員会の運営方法のご検討を是非お願い致します。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、各審査項目の評点は設計・建設に関する審査項目に限らず、各審査項目において、審査委員が公平、かつ、適正な評価を行い、評点を付しますので、変更はいたしません。
219	落札者決定基準	P10	第3	2	(2)	ア 得点化の方法	「(イ) 定性的内容に関する事項の得点化方法」について。「要求水準は満たしているが、優れた提案はない」が、「配点×0%」となっています。これは、「要求水準を満たしつつ、かつ優れた提案である」場合は、必ずしも「配点×0%」とはならない、ということと理解してよろしいでしょうか？	ご質問で想定されている、「要求水準を満たしつつ、かつ優れた提案である」場合は、評価Cに該当します。
220	落札者決定基準	P11	第3	3	図表21. (3)	審査項目表	地元企業の定義をお示し下さい。	さいたま市内に本社のある企業を指します。
221	落札者決定基準	P13		0	0	(3) 各機能計画	タイトルが『(3)各機能計画』となっていますが、『(4)各機能計画』の誤りではないかと思えます。ご確認願います。	ご指摘のとおりです。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
222	事業仮契約書	表紙	6	0	0	その他	「この仮契約が議会で否決されたとき又は事業者が指定管理者として指定されなかったときは無効とし、発注者は一切の責任を負わない」と記載されておりますが、『(添付資料1)想定されるリスクと責任分担』P1・共通・議会においては、「事業者の事由」「以外の事由による議会の不承認・遅延」については貴市のリスク分担となっております。この点の整合性についての解釈をご教示ください。不整合であるとするれば、『(添付資料1)想定されるリスクと責任分担』が優先され、事業仮契約書の記載が修正されるという理解でよろしいでしょうか。	基本協定書第8条に従い、事由のいかんを問わず事業契約の締結(指定管理者として指定されない)に至らなかった場合は、既に市及び事業者が本件事業の準備に関して支出した費用等、リスクは各自の負担とします。議会リスクの分担及び事業契約書の当該箇所を修正します。
223	事業仮契約書	表紙	6	0	0	その他	「本契約成立までの間は、発注者の都合により仮契約を解除できるものとし、発注者は一切の責任を負わない。」と記載されておりますが、『(添付資料1)想定されるリスクと責任分担』P1・共通・契約締結においては、「市の責に帰すべき事由により、事業者と契約が結べない、または契約手続に時間がかかる場合」については貴市のリスク分担となっております。この点の整合性についての解釈をご教示ください。不整合であるとするれば、『(添付資料1)想定されるリスクと責任分担』が優先され、事業仮契約書の記載が修正されるという理解でよろしいでしょうか。	基本協定書第8条に従い、事由のいかんを問わず事業契約の締結に至らなかった場合は、既に市及び事業者が本件事業の準備に関して支出した費用等、リスクは各自の負担とします。契約締結リスクの分担及び事業契約書の当該箇所を修正します。
224	事業仮契約書	P01	第4条	0	0	用語の定義	(1)維持管理・運営期間とは「本件施設の引渡し(平成31年3月31日)からこの契約終了日まで」となっていますが、別紙2事業日程では、平成31年4月●日からなっています。維持管理・運営開始は平成31年4月1日と理解してよろしいでしょうか。	平成31年3月31日としてください。
225	事業仮契約書	P02	第4条	0	0	用語の定義	用語の定義(19)において、供用開始日は5月中で発注者がきめるとのことですが、現時点でいつ頃を想定されているのかご教示願います。	質問番号No.5の回答のとおりです。
226	事業仮契約書(案)	P02	第4条	0	(19)	供用開始日	第6条第2項にも記載がございますとおり、発注者が定めるとの記載がございますが、いつ決定されるのでしょうか。それとも、事業者に提案により決定されるのでしょうか。	質問番号No.5の回答のとおりです。
227	事業仮契約書	P05	第9条	0	0	履行の確保	契約保証金納付の前提とする設計・建設費は税込金額でしょうか。	ご理解のとおりです。
228	事業仮契約書	P05	第9条	0	0	履行の確保	設計・建設費に関する契約保証金の納付期間または免除措置である履行保証保険の保険期間は、工事着工日から引渡し日まで、との理解でよろしいでしょうか。	契約日から引渡し日までとします。
229	事業仮契約書	P05	第9条	0	0	履行の確保	維持管理運営費に関する契約保証金の納付期間は、維持管理運営開始日から事業終了日まで、との理解でよろしいでしょうか。	準備期間も含めた、維持管理運営開始日からとします。
230	事業仮契約書	P05	第9条	0	0	履行の確保	維持管理運営に関する契約保証金は、20年の長期にわたり多額の資金を固定化しなければならず、コストも多大となります。また、免除措置である維持管理運営の履行保証保険も、損保会社は引受けにネガティブであり、一般的ではありません。貴市が実施した過去のPFI案件では、維持管理運営に関する契約保証金を要求していないケースもあるので、本件でも同様に契約保証金の納付を免除していただけないでしょうか。	さいたま市契約規則(平成13年規則第66号)第30条の規定に該当する場合は、免除とします。
231	事業仮契約書	P05	第7条	0	0	事業の留意点	「4 事業者は、発注者が別途発注する工事、備品の搬入等と「本業務」との調整をはかり、発注者に協力しなければならない。」と記載されておりますが、当該調整の結果、工事費の増大・工期の遅延が避けられない場合は、『(添付資料1)想定されるリスクと責任分担』P2・建設段階・工事の定めに従い、貴市のリスク分担となるという理解でよろしいでしょうか。また、維持管理・運営段階においては、当該調整により維持管理費または運営費の増大が避けられない場合は、『(添付資料1)想定されるリスクと責任分担』P3・維持管理・運営段階の定めに従い、「市の指示に起因する」として、貴市のリスク分担となるという理解でよろしいでしょうか。	工期の遅れや工事費、維持管理費及び運営費の増大が想定されるような協力は想定していません。
232	事業仮契約書	P05	第9条	0	0	履行の確保	契約保証金についてですが、施設整備期間中の契約保証として履行保証保険を付保し、維持管理運営期間中においては契約の保証をなくしていただくことはできますでしょうか。貴市が実施したプラザノースと同様に、さいたま市契約規則第30条の(8)を適用され、施設整備期間のみの契約の保証(履行保証保険の付保)にしていたらいいでしょうか。	質問番号No.230の回答のとおりです。
233	事業仮契約書	P05	第9条	0	0	履行の確保	施設整備の契約保証に代わり履行保証保険を付保する場合、①建設会社が契約者ではなく、契約者をSPCとし、被保険者を貴市とする方法は問題ないでしょうか。②の場合、保証金額はどのような項目まで含めればいいのかご教示ください。例えば様式Ⅱ-3-12設計・建設費総括表の中の項目で対象となる費目をご教示願います。	①特に問題はありません。 ②事業仮契約書P.3(39)設計・建設費の定義をご確認ください。
234	事業仮契約書(案)	P05	第9条	0	0	履行の保証	維持管理運営費の定義を第4条に追記頂きますでしょうか。また当該保証金の対象となる維持管理運営費にはSPC諸経費は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	維持管理運営費は入札説明書(添付資料2)に示すサービス購入量3、サービス購入量4、サービス購入量5の総額となります

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
235	事業契約書	P05	第9条	0	0	履行保証	納付の方法(保証金、有価証券、履行保証保険等)の規定が抜けていないでしょうか。	さいたま市契約規則(平成13年規則第66号)第29条をご確認ください。
236	事業仮契約書(案)	P06	第10	0	0	行政手続	国庫補助金交付の申請手続き及び会計検査等に必要書類その他の資料の作成補助との記載がございますが、書類作成自体は貴市で行い、事業者は既存資料及びデータの提供を行えば足り、新たな書類作成や作業等は発生しないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
237	事業仮契約書	P10	第21条	0	0	工事に伴う近隣調整	「6 近隣調整の結果事業者が生じた費用(「引渡予定日」が変更されたことによる費用増加を含む。)については全て事業者が負担する」と記載されておりますが、『(添付資料1)想定されるリスクと責任分担』P1・共通・住民問題においては、「市が行う測量・調査及び施設の設置…に対する住民反対運動・訴訟・要望に関するもの」については貴市のリスク分担となっております。ゆえに、近隣調整が「市が行う測量・調査及び施設の設置…に対する住民反対運動・訴訟・要望に関するもの」に起因する場合は、近隣調整の結果事業者が生じた費用を発注者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
238	事業仮契約書(案)	P10	第22条	0	0	「本件施設」の設計	「解体設計図書」の作成後、…基本設計の作成業務を開始し、とありますが、これらを並行して行うことは差し支えないでしょうか。	差し支えありません。
239	事業仮契約書(案)	P10	第22条	0	0	「本件施設」の設計	「解体設計図書」の作成後、…「本件施設」の基本設計を開始し、との記載がございますが、設計建設期間がタイトであることから、解体設計と基本設計は並行して実施しても宜しいでしょうか。	そのような形でも結構です。
240	事業仮契約書(案)	P11	第24条	2	0	設計の変更	事業者が追加費用が発生したときは、発注者が負担するとの記載がございますが、当該追加費用には、設計・工事費が追加変更となった際に生じることが想定される各種契約変更(事業契約、委託・請負契約、貸付契約等)に要する印紙、追加利息・保険料相当、変更手数料(事務委託、銀行アメントフィー等)のSPC諸経費も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	合理的な範囲で発注者が負担します。
241	事業仮契約書(案)	P13	第30条	2	0	第三者による実施(「建設・解体業務」)	建設企業が下請企業に再委託する場合、事業者は第30条2項の貴市への事前通知および承諾は不要であり、第35条4項で規定する報告を求められた場合に報告を行うという理解でよろしいでしょうか。	事前通知は必要となります。
242	事業契約書	P15	第38条	0	0	竣工確認	(発注者による竣工確認の通知)と標記されていますが、1項、2項の本文では「完成確認の通知」とあります。「完成確認」ではなく「竣工確認」でしょうか。(記載ミスでしょうか)。	ご理解のとおりです。
243	事業契約書	P15	第38条	第1項	0	完成確認	「竣工検査を実施した後又は～完成確認の通知を行う」とありますが、完成確認の通知は、竣工確認の通知後との理解で宜しいでしょうか。	質問番号No.242の回答のとおりです。
244	事業契約書	P15	第38条	第2項	0	完成確認	「発注者は、前項に規定する【竣工確認の通知】を行ったことを理由として～」とありますが、【完成確認の通知】の間違いでしょうか。	質問番号No.242の回答のとおりです。
245	事業仮契約書(案)	P20	第51条	第1項	0	近隣への配慮等	「本件施設」の近隣への対策とは、具体的に想定しているものがありましたらご教示下さい。	イベント実施時の騒音、臭い、ゴミ対策、イベント参加者の会場への出入りに伴う交通障害等への対策を想定しています。
246	事業仮契約書(案)	P21	第57条	第1項	0	業務報告書の提出	事業者が作成する報告書に日報が含まれていますが、これはSPCではなく維持管理企業及び運営企業が作成する日報との理解でよろしいでしょうか。月報、四半期報告書と異なり、実態のないSPCが日報を作成することは想定できません。	ご質問の趣旨が、SPCからの業務受託者がSPCあてに作成する日報を事業契約の日報とすることを意味するならば、その運用で結構です。ただし、SPCは当該日報に責任を持つことが前提です。
247	事業仮契約書(案)	P22	第61条	2	0	役員名簿	発注者が別途定める様式による「指定管理者役員変更に伴う確約書」案がございましたら、開示頂けないでしょうか。	【附属資料4】のとおりです。
248	事業仮契約書(案)	P23	第68条	4	0	「本件施設」の修繕・更新	修繕・更新を行った場合、必要に応じて当該修繕・更新を「完成図書」に反映との記載がございますが、要求水準書(総則)P20に記載のとおり、修繕内容の履歴管理及び最新の設備等の状況が分かるよう電子情報及び図面等を整備しておけば、完成図書データ自体の修正を要しないとの理解で宜しいでしょうか。仮に完成図書自体のデータ修正更新を求められる場合、作業に手間とコストを要することに加え、貴市が実施した修繕・更新・模様替えが反映されないことから、必ずしも最新の施設状況が確認できる図面とはならず、その有用性が限定されるとともに、誤解が生じる可能性があることを懸念しております。	質問番号No.61の回答のとおりです。
249	事業仮契約書	P24	第69条			「本件施設」の損壊第1項	市が共済・保険に加入される場合、事業者の過失等(故意は除く)により市所有の本施設の建物・設備に損害を与えたとき、市が加入する共済・保険による共済金等を損害に充当し、当該共済金等不足する損害につき事業者が損害賠償を請求するという対応は可能でしょうか。	事業者の過失による損害の場合は、共済が事業者に求償する場合があります。よって共済金等不足する損害のみ事業者が賠償する事態は想定し得ません。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
250	事業仮契約書	P24	第69条			「本件施設」の損壊第2項	後段の但し書にて、発注者帰責の施設損傷の補修に要する費用が事業者等が加入する保険の保険金でん補される場合、事業者が補修を実施するとあります。更に、その保険の免責金額の範囲内で保険金が支払われない場合は、その分も事業者の負担とされていますが、入札説明書添付資料1のリスクと責任分担では、このリスクは市の負担とされていて、入札説明書の記載と事業仮契約書の文言が一致しません。	通常、保険免責の金額はそれほど多額ではなく、事業者に過大な負担とはならないので、事業者負担としています。
251	事業仮契約書	P24	第69条			「本件施設」の損壊第2項	発注者の帰責事由により生じた本件施設の損壊について、補修に要する費用を事業者等が加入する保険の保険金でん補した場合、翌年以降の保険料が上昇することも懸念されますが、その場合に、市は保険料上昇分をご負担いただけますか。	保険料が上昇することは想定しておりません。そのような事態が生じた場合は協議とします。
252	事業仮契約書	P24	第69条	0	0	「本件施設」の損壊	第69条第1項において、発注者の責による施設の損害において、事業者に損害が出た場合、事業の保険で填補される部分は除くとありますが、事業者が付保する保険はあくまで事業の責による場合を想定しておりますので、発注者の責による損害により、事業者に損害が出た場合には事業者の保険を使わずに発注者にて対応していただけたとの理解でよろしいでしょうか。入札説明書添付資料1リスク分担において貴市の責による施設の損傷は発注者のみ〇がついています。	質問番号No.250の回答のとおりです。
253	事業仮契約書	P24	第70条	2	0	使用料徴収事務	使用料を徴収し、保管し、発注者に納めなければならない。とありますが、納める時期、納め方等、詳細をご教示願います。	使用料の納入方法については、落札者決定後の協議によります。
254	事業仮契約書(案)	P24	第69条	3	0	「本件施設」の損傷	発注者及び事業者のいずれの責めに帰さない事由により「本件施設」が損傷した場合、事業者等が加入する保険金で修繕(修補)の費用がてん補されるときは、事業者が負担するとの記載がございますが、事業者側の保険金を適用したことで、事業者に次年度以降の保険金の増額が生じた場合には、当該増加費用は貴市が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	質問番号No.251の回答のとおりです。
255	事業契約書	P26	第75条	第2項	0	行政財産の貸付	発注者(市)は事業者(SPC)に行政財産の貸付を行うとありますが、市とSPCの間で別途賃貸借契約を締結するのでしょうか(その場合は、契約書式を公表頂けないでしょうか)。また、当該契約は借地借家法第38条に定める契約の更新のない「定期建物賃貸借契約」になりますでしょうか。	事業契約とは別途、市が後に示す定期建物賃貸借契約のひな型に基づいて賃貸借契約を締結することとします。なお、当該契約の保証金は、PFI事業契約の保証金とは別途に納付することとなります。保証金の金額その他はさいたま市財産規則(平成13年規則第68号)第37条の2に準ずることになりますので、詳細は同条を参照して下さい。後段についてはご理解のとおりです。
256	事業契約書	P26	第75条	第2項	0	行政財産の貸付	事業期間中において貸付料の改定は無いのでしょうか。	貸付料については、要求水準書別紙27の普通財産貸付料算定基準および近傍類似の賃貸実例に基づきますが、次の場合に賃料の改定があります。 ・土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合 ・近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合
257	事業契約書	P26	第75条	第2項	0	行政財産の貸付	カフェ、コンビニ、自動販売機の床は、事業者(SPC)から各運営業者に転貸しても良いのでしょうか。	市の承認を得たうえで可能です。
258	事業契約書	P26	第77条	第1項	0	行政財産の貸付	「ただし、要求水準書に規定する範囲内での業務内容の変更は可とする。」とありますが、当該範囲内での業務内容であれば、入札提案時の運営者以外の者による運営に変更しても可でしょうか。	提案時の運営者以外に変更する場合は、第52条に基づき本市の承諾が必要です。
259	事業仮契約書(案)	P26	第77条	2	0	業務の変更	本項が適用され、事業者の費用負担において、運営を終了することとなった場合にも、事業者に違約金は発生しないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
260	事業仮契約書(案)	P30	第91条	1	0	引渡前の解除の効力	「設計・建設業務」の出来高部分とは、「設計・建設費」が対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
261	事業仮契約書(案)	P31	第92条	第5項	0	引渡後の解除の効力	事業契約が解除された場合でも、サービス購入料の支払いは変更しないと理解しましたが、必ずしもSPCを存続させる必要はないと理解してよろしいでしょうか。	SPCは存続させてください。
262	事業仮契約書	P32	第93条	1	0	違約金等	本条の違約金は民法420条3項の賠償額の予定という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、本市は、違約金を超える損害について事業者に対して請求することは妨げられません(事業仮契約書第93条2項)。
263	事業仮契約書	P35	第103条	0	0	経営状況の報告	会計監査人の設置は義務ではなく、監査法人又は公認会計士による財務書類等の監査を受ければ良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
264	事業仮契約書(案)	P35	第103条	0	0	経営状況の報告	会計監査人の設置は義務との理解で宜しいでしょうか。	質問番号No.263の回答のとおりです。
265	事業契約書	P35	第103条	0	0	0	以下のカッコ書きは削除漏れかと思えます。(→会計監査人は設置を義務づけなければならない事だったと思えます。)	ご指摘のとおりです。
266	事業契約書	P35	第103条	0	0	0	以下のカッコ書きは削除漏れかと思えます。(→会計監査人は設置を義務づけなければならない事だったと思えます。)	質問番号No.265の回答のとおりです。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
267	事業仮契約書(案)	P36	第105条	第6項	0	秘密保持	第4項で事業者は委託先や請負発注先等に対し守秘義務を負わせることとしているため、委託先や請負発注先等の誓約書の提出は発注者宛ではなくSPC宛として頂けませんでしょうか。【A】	市宛てとしてください。
268	事業仮契約書(案)	P36	第105条	第7項	0	秘密保持	【A】同様、当該第三者の誓約書の提出は発注者宛ではなく当該受託者として頂けませんでしょうか。	市宛てとしてください。
269	事業仮契約書(案)	P37	第107条	第3項	第2号	著作権等の利用等	情報公開請求があった場合、事業者のノウハウの流出につながりますので、公開前に事業者にご相談・確認を行うこととして頂けませんでしょうか。	市の情報公開条例に従った扱いとなります。
270	事業仮契約書	P38	第111条	0	0	保険加入義務第3項	民間事業者提案に従い保険に加入するよう記載がありますが、民間事業者提案しない場合でも失格にならないか、確認させてください。	同条1項及び2項に定める保険以外は、付保の提案がない場合においても失格とはなりません。
271	事業仮契約書	P38	第111条	0	0	保険加入義務第4項	一般に保険契約締結後、保険証券が発行されるまで1～2ヶ月を要します。したがって、保険証券に代わるものとして「付保証明書」を速やかに「貴市」に提出することを認めていただけないでしょうか。	保険証券が発行されるまでは付保証明書の速やかな提示で結構です。なお、保険証券が発行され次第、直ちに提示ください。
272	事業仮契約書	P38	第111条	0	0	保険加入義務第2項	「本件施設」の引渡後この契約終了時まで付保する第三者賠償責任保険は、保険期間1年程度の保険契約を都度更新して付保することでもよろしいでしょうか。念のため確認します。	都度更新で結構です。
273	事業仮契約書	P38	第111条	4	0	保険加入義務	保険契約締結後「証券を直ちに発注者に提示しなければならない」と規定されておりますが、保険契約締結後に保険証券が発行されるまで数カ月かかる場合がございます。保険証券に代わるものとして「付保証明書」によることを認めて頂けますようお願いいたします。	質問番号No.271の回答のとおりです。
274	事業仮契約書(案)	P41	別紙6	1	0	不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合(第42条及び第99条関係)「建設工事期間」	解体中の「県庁舎」も対象になっていますが、どのような損害を想定されていますでしょうか。	解体工事中の足場等が自然災害等で倒壊し、再度組み直さなければならない事態等を想定しています。
275	事業仮契約書(案)	P41	別紙6	2	0	不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合(第42条及び第99条関係)「維持管理・運営期間」	「1事業年度につき累計で」とありますが、維持管理・運営業務に係るサービス購入料合計が仮に100億円とすると、毎年1億円までは事業者が負担するというのでしょうか。	維持管理・運営期間中の事業者の負担部分は、該当する事業年度のサービス購入料3、4及び5の100分の1とすることとし、別紙6 第2項を修正することとします。
276	事業仮契約書別紙6	P46	2	0	0	維持管理・運営期間	「1事業年度につき累計でこの契約の契約期間中の「維持管理・運営業務」に対して支払われる予定の「サービス購入料3」、「サービス購入料4」及び「サービス購入料5」(の100分の1)に至るまでは事業者が負担する」とは、事業者が負担する損害額は、1事業年度の累計額で、当該事業年度の「サービス購入料3」、「サービス購入料4」及び「サービス購入料5」の合計金額の100分の1まで、という理解でよろしいでしょうか。事業者が負担する費用は、「当該事業年度のサービス購入料3、4及び5の1%」であり、「契約期間中のサービス対購入料3、4及び5の総額の1%」でない、ということを確認させてください。	質問番号No.275の回答のとおりです。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
277	基本協定書	0	0	0	0	0	本協定は事業契約締結後も引続き有効なのでしょうか。有効期間をご教示願います。	本事業終了日まで有効となります。
278	基本協定書	P01	第2条	0	0	市及び民間事業者の義務	2項に、「さいたま市PFI等審査委員会及び市の要望事項を尊重するものとする。」との記載がありますが、係る要望が入札に関しての要求水準から逸脱した要望はないものの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
279	基本協定書(案)	P01	第2条	第2項	0	市及び本民間事業者の義務	「さいたま市PFI等審査委員会及び市の要望事項を尊重するものとする」とありますが、事業契約書の規定もしくは今回の質問回答に変更が生じる可能性があるということでしょうか。	事業契約書の規定、今回の質問回答に変更が生じる可能性を示すものではありません。
280	基本協定書	P02	第6条	5	0	事業契約の締結等	入札説明書【添付資料1】共通・契約締結において、「市の責に帰すべき事由により、事業者と契約が結ばれない、または契約手続に時間がかかる場合」については市のリスク分担となっている点につき、『実施方針及び要求水準書(案)に関する質問に対する回答』の実施方針P4・質問No.41の中に、リスクに事業者の逸失利益も含まれるかという質問が記載されております。この点については入札公告時に明らかにされるとのご回答でしたが、基本協定書案においても記載がございませんので、基本協定書上にご追記頂きますようお願いいたします。	質問番号No.28の回答のとおりです。
281	基本協定書	P02	第6条	0	0	事業契約の締結等	構成員のいずれかに以下の各号のいずれかの事由が事業契約の締結に関して生じたときは事業契約を締結しない。とありますが、各号において構成員のみならず協力会社による事由が記載されており、齟齬が生じております。協力会社を含むのかご教示願います。	協力会社を含みます。
282	基本協定書	P02	第6条	5	0	事業契約の締結等	本条の違約金は民法420条3項の賠償額の予定という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
283	基本協定書	P02	第6条	5	0	事業契約の締結等	本条の違約金が発生する場合は、入札説明書P36第9・1.に記載のとおり「落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、又は選定手続等さいたま市の業務に関し不正ないしは不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められ、落札者が事業契約を締結しない場合」に限定されるという理解でよろしいでしょうか。	質問番号No.23の回答のとおりです。
284	基本協定書(案)	P02	第6条	2	0	事業契約の締結等	市が、事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、との記載がございますが、判断により不可となった場合には、第5項に記載のとおり多額の違約金支払い義務が生じます。つきましては、「社会通念上、事業運営に支障をきたさないと考えられる場合には」との記載に変更頂けないでしょうか。	変更はしません。
285	基本協定書(案)	P03	第8条	0	0	事業契約不調の場合の処理	第8条本文中の「第9条に規定する金額」とは、事業契約の締結に至らなかった場合でも、本民間事業者の構成員又は協力会社のいずれかが事業契約に関して第6条第1項各号のいずれかに該当したときは、貴市は契約金額の10分の1に相当する額の違約金を請求するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
286	基本協定書(案)	P03	第8条	0	0	事業契約不調の場合の処理	第8条では「事由のいかんを問わず事業契約の締結に至らなかった場合は、既に市及び本民間事業者が本件事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし」とありますが、「入札説明書【添付資料1】想定されるリスクと責任分担」では市の責めに帰すべき事由により、事業契約が結ばれない、または契約手続に時間がかかる場合のリスクは市が負担するとあることから、基本協定書締結後、市の責めに帰すべき事由により、事業契約が結ばれない、または契約手続に時間がかかる場合には、既に本民間事業者が本件事業の準備に関して支出した費用または契約締結が遅延した場合の増加費用は貴市に請求するという理解でよろしいでしょうか。	基本協定書本条の記載のとおりとし、リスク分担を修正します。
287	基本協定書	P03	第10条	但書	0	秘密保持	本条但書は例示列举であり、事業仮契約書案105条1項に列挙される事由についても、本条の秘密保持義務の対象外であるという理解でよろしいでしょうか。	当該条文のとおりです。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答	
288	提出書類・作成要領	P1	1	0	0	様式I-1-5 設計企業	設計共同体(JV)の場合、各社分を作成することで宜しいでしょうか。その際、JV協定書等の書類の添付は必要でしょうか。	設計にあたる各社分を作成し、JV協定書等書類を添付することとします。	
289	提出書類・作成要領	P1	1	0	0	様式I-1-5 設計企業	(添付書類)総括的な立場の建築担当主任技術者の実績確認書類は、契約書・施設概要・主要な設計図書・建築確認済証を添付することで宜しいでしょうか。	契約書、施設概要、主要な設計図書(一般図)、建築確認済証、PUBDIS若しくはPUBDISと同等の主任技術者の実績が確認できるものとします。	
290	提出書類・作成要領	P1	1	0	0	様式I-1-5 設計企業	(添付書類)総括的な立場の建築担当主任技術者の実績の条件として、設計共同体(JV)の設計実績案件において設計者二名が管理責任者の体制となっております。この案件を掲載する場合、設計実績の要件を満たしていることで宜しいでしょうか。	そのような形でも結構です。	
291	提出書類・作成要領	P1	2	0	0	様式I-1-5 設計企業	(添付書類)設計実績の根拠書類は、契約書・施設概要・主要な設計図書・建築確認済証を添付することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
292	提出書類・作成要領	P1	2	0	0	様式I-1-5 設計企業	(添付書類)設計実績の根拠書類において、用途・規模条件の実績と免震条件の実績が異なる施設の場合は各々書類を用意することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
293	提出書類作成要領	P5	3	(1)	エ	エ 計画概要、設計図書に関する提出書類	提出書類の中に、運営事業者が調達する図書館等の備品リストがありませんが、特に備品リストは提出する必要はないと考えてよろしいでしょうか	様式II-5-7の項目③の根拠として別紙で添付してください。様式は事業者の提案によることとします。	
294	提出書類作成要領	P7	0	3	(2)	(イ)	「正本」は住所、会社名、氏名等を記載箇所に明記・・との記載がございますが、正本と副本の提案書データを個別に作成する必要が生じ、作業が非常に煩雑となります。他PFIの事例として、正副ともに匿名記載(例えば、代表企業、建設企業Aなど)とし、正本には凡例(代表企業:●●株式会社、建設企業A:●●建設株式会社など)を付してのご提案を認めて頂けますでしょうか。本件は入札説明書の公表から提案書提出までが通常のPFI事業と比べて著しく短いことも鑑み、何卒ご配慮頂きたくお願い致します。	正本に凡例、あるいは副本の企業名を黒塗りする形で提出で結構です。	
295	提出書類作成要領	P7	0	3	(2)	0	提案書のフォーマットに関しては、枠線の有無も含めて事業者の提案に拠るとの理解で宜しいでしょうか。	提出書類・作成要領及び各様式に定めている形式以外はご理解のとおりです。	
296	競争入札参加申込兼資格確認申請書	0	0	0	0	様式I-1-5 設計企業	5行目枠内の監理技術者は、管理技術者の誤字として宜しいでしょうか。	ご指摘のとおりです。	
297	競争入札参加申込兼資格確認申請書	0	0	0	0	様式I-1-5 設計企業	管理技術者を2名記載することは可能でしょうか。その際、何らかの条件はございますか。	管理技術者は1名とし、1名記載としてください。	
298	競争入札参加申込兼資格確認申請書	0	0	0	0	様式I-1-5 設計企業	設計共同体(JV)の場合、全体として各主任技術者を1名選任し、ほかは担当者として記載することで宜しいでしょうか。	全体として各主任技術者を1名選任することは結構ですが、担当者の記載は求めてません。	
299	競争入札参加申込兼資格確認申請書	0	0	0	0	様式I-1-5 設計企業	電気設備および機械設備主任技術者を各々配置します。2名の記載で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
300	競争入札参加申込兼資格確認申請書	0	0	0	0	様式I-1-5 設計企業	設計実績の内容記載枠において、用途・規模条件の実績と免震条件の実績が異なる施設の場合は、枠を追加することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
301	提出書類様式集	様式I-1-3	0	0	0	0	さいたま市税・納税証明等申請書兼証明書(納税義務がない場合も所定の書式により提出すること。)との記載がございますが、所定の書式とは、具体的にどの書式を指すのかご教示頂けますでしょうか。	納税義務がない場合については、納税義務がないことの証明書(非課税証明書)を添付してください。	
302	提出書類様式集	様式I-1-4	0	0	0	0	グループ構成員及び協力企業一覧表	各企業毎に頁を分けて作成し、割印を要しないシェア製本にて提出することは可能でしょうか。	企業ごとに頁を分け、割印を押印しない形での提出も可能としますが、その場合でも全ての頁に代表企業の記載及び押印は必ずしてください。構成員及び協力企業のみ記載、押印での提出は不可とします。
303	提出書類様式集	様式I-1-6	0	0	0	0	工事監理企業	工事監理実績の種類で基本設計と実施設計とがありますが、どのような意味でしょうか。	工事監理実績の種類欄は削除してください。
304	提出書類様式集	様式I-1-7	0	0	0	0	建設企業	建設業法に基づく経営事項審査(建築)に係る総合評定値の記入欄がありますが、1100点に満たない建設企業も直近の点数を記入するということでしょうか。	ご理解のとおりです。
305	提出書類様式集	様式I-1-10	0	0	0	0	その他担当企業	①「その他担当企業」とは、どのような担当業務を指すのかご教示願います。②構成員、協力企業ではなく、事業者が提案に際し使用する各種アドバイザー(金融機関、保険会社、デザインアドバイザー、弁護士、会計士等)はこのその他の業務を行う会社には該当せず、資格審査の対象企業ではないとの理解でよろしいでしょうか。	①入札説明書第3 1(3)キの「その他の業務にあたる者」があった場合、記載し、提出してください。「その他の業務にあたる者」については、質問番号No.15の回答のとおりです。 ②ご理解のとおりです。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
306	提出書類様式集	様式Ⅰ-1-10	0	0	0	その他担当企業	カフェ・コンビニ・自販機運営業務を担当する者は、当該様式Ⅰ-1-10に記載するという理解でよろしいでしょうか。その場合、業務実績の有無欄は記載しなくてよろしいという理解でよろしいでしょうか。	カフェ・コンビニ・自販機運営業務を担当する者は、当該様式Ⅰ-1-9に記載してください。表題を「運営企業」に修正させていただきます。(新大宮図書館・(仮称)ふれあいスペースは削除)
307	提出書類様式集	様式Ⅰ-1-12	0	0	0	委任状(代表者)	各企業毎に頁を分けて作成し、割印を要しないシエア製本にて提出することは可能でしょうか。	質問番号No.302の回答のとおりです。
308	提出書類様式集	様式Ⅱ-1-2	0	0	0	二次審査(事業者提案)提出書類一覧	金融機関以外にも連携先等からの関心表明書がある場合には、該当する分冊の最終ページに添付してよろしいでしょうか。	そのような形でも結構です。
309	提出書類様式集	様式Ⅱ-4-7	0	0	0	維持管理業務費 見積書2	見積書項目にSPC諸経費欄がございますが、SPC諸経費としては、公租公課、SPC事務委託費、エージェントバンクフィー、SPC会計監査費用、SPC保険料などが想定されますが、各業務毎に按分計上するのは実態に合っていないと思料致しますので、その他費用として、各業務費とは個別に計上させて頂けないでしょうか。	そのような形でも結構です。
310	提出書類様式集	様式Ⅱ-6-1	0	1	(1)	長期収支計画の前提-1	入札参加グループの構成員から借入を行う場合は、出資金・外部借入とは区分し、その他に「内部借入」等を、調達先等に「グループ構成員」を記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
311	提出書類様式集	様式Ⅱ-6-1	0	1	(1)	長期収支計画の前提-1	(1)初期投資費の資金調達計画について、割賦支払分(c)と資金調達合計(d)が一致するように記入とございますが、その場合、資金調達の出資金については、SPC資本金額ではなく、資本金のうち初期投資に要する費用分を記載すれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	出資金は資本金総額を記載します。一致しない場合はその金額とその理由を「資金調達合計(d)」の備考欄に記載することとしています。
312	提出書類様式集	様式Ⅱ-6-1	0	1	(2)	長期収支計画の前提-1	(2)支払予定金額について、各年度の支払予定金額については、工事の進捗により予定金額以上の支払も可能との理解で宜しいでしょうか。それとも、事業契約締結時点で各年度支払予定金額に上限が定められるのでしょうか。	提案書に記載した金額を支払予定金額の上限とします。
313	提出書類様式集	様式Ⅱ-6-1	0	2	0	長期収支計画の前提-1	「金利」は、少数第何位まで記載すればよろしいでしょうか。	少数第3位まで記載することとします。
314	提出書類様式集	様式Ⅱ-6-3	0	6	0	長期収支計画の前提-3	「積算根拠」とは、どのような記載を想定されておりますでしょうか。参考例を示して頂けると助かります。	本表内容欄の「調査費」から「工事監理費」までの項目における積算根拠は、様式Ⅱ-3-12「設計・建設費総括表」の記載により代用できるものとします。「開業に伴う費用」から「予備費」までの項目における積算根拠は、可能な限りで記載いただければ結構です。
315	提出書類様式集	様式Ⅱ-6-4	0	0	0	長期収支計画表-1	「PIRR」「EIRR」「DSCR」は少数第何位まで記載すればよろしいでしょうか。	「PIRR」「EIRR」は少数第3位まで、「DSCR」は少数第2位まで記載することとします。
316	提出書類様式集	様式Ⅱ-6-4	0	0	0	長期収支計画表-1(サービス購入料支払対象事業)	サービス購入料2～5のうち最終支払分の入金となる平成51年度の列を挿入して作成してよろしいでしょうか。	長期収支計画は発生主義による計上としてしています。したがって、平成50年度の損益は当該年度に記載することとします。
317	提出書類様式集	様式Ⅱ-6-4	0	0	0	長期収支計画表-1(サービス購入料支払対象事業)	施設利用料金収入つまり展示スペース、ワーキングルーム、ワークショップルーム収入の記入欄がありませんが、運営業務費(独立採算事業は除く)にはこれらの運営に係る費用は除外して記入することになりますでしょうか。その場合これらの諸室の什器備品(初期投資)も除外するのでしょうか。	運営業務費には施設貸出業務に係る業務費も記載します。当該業務に係る対価はサービス購入型によるものであり、混合型によるものではありません。施設利用料金収入は様式Ⅱ-6-5に記入してください。なお、施設利用料金収入は事業者の収入となり、提案時に期待した以上の事業収益を享受できる場合は、利益の一部相当を事業者の提案による方法にて本市あるいは市民に還元することとしています。
318	提出書類様式集	様式Ⅱ-6-5	0	0	0	長期収支計画表-2(サービス購入料支払対象事業、独立採算事業、施設利用料金収入を含めた長期収支計画表)	サービス購入料2～5のうち最終支払分の入金となる平成51年度の列を挿入して作成してよろしいでしょうか。	質問番号No.316の回答のとおりです。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
319	提出書類様式集	様式Ⅱ-6-5	0	0	0	長期四計画表-2 (サービス購入料支払対象事業、独立採算事業、施設利用料金収入を含めた長期収支計画表)	営業費用のうち運営業務費は「独立採算事業を含む」の誤りででしょうか。	営業費用のうちの運営業務は「独立採算事業を除く」としています。独立採算事業の営業費用は「独立採算事業経費」欄に記載してください。
320	提出書類様式集	様式Ⅱ-6-8	0	0	0	償還表 (サービス購入料の支払い)	サービス購入料3、4、5の各内訳にSPC諸経費欄がございます。SPC諸経費としては、公租公課、SPC事務委託費、エージェントバンクフィー、SPC会計監査費用、SPC保険料等などが想定されますが、各業務毎に按分計上するのは実態に合っていないと思料致します。、サービス購入料6(その他費用)として各業務費とは個別に計上させて頂けないでしょうか。	様式Ⅱ-6-8はサービス購入料の償還表となりますので、各SPC諸経費欄には当該業務毎の採算を含め、当該購入料を算定するための金額を記載してください。
321	提出書類様式集	様式Ⅱ-6-9	0	0	0	本市が支払うサービス購入料総額及び算出の根拠	サービス購入料3、4、5の各内訳にSPC諸経費欄がございます。SPC諸経費としては、公租公課、SPC事務委託費、エージェントバンクフィー、SPC会計監査費用、SPC保険料等などが想定されますが、各業務毎に按分計上するのは実態に合っていないと思料致します。、サービス購入料6(その他費用)として各業務費とは個別に計上させて頂けないでしょうか。	質問番号No.320の回答のとおりです。
322	提出書類様式集	様式Ⅱ-6-9	0	0	③	本市が支払うサービス購入料総額及び算出の根拠	「各期支払いを平準化するための算出方法」とはどのような記載を想定されておりますでしょうか。参考例を示して頂けると助かります。	サービス購入料1及び4は平準化の必要はないので、記載しなくて結構です。サービス購入料2は毎期(四半期)の元利均等返済の金額を記載してください。サービス購入料3及び5は毎期(四半期)のサービス購入料の金額を記載してください。
323	提出書類様式集	様式Ⅰ-1-2	0	0	0	一次審査(入札参加資格確認)に係る申請時提出書類一覧	建設企業に対し「施工実績の根拠書類…契約書及び設計図書等建物の概要及び免震構造が確認できる書面」の写しを提出するよう求められていますが、工事・業務実績情報システム(コリンズ・テクリス)の建設実績情報を提示することで代替できますか。	ご理解のとおりです。
324	提出書類様式集	様式Ⅱ-3-25 様式Ⅱ-3-26	0	0	0	外観 パース 内観 パース	作成の留意点等に、パースのアングルと枚数が示されていますが、これ以外のアングルのパースを加えて掲載することはできますか。	不可とします。 ただし、二次審査(事業者提案)施設計画及び建設業務提案書の中で、記載を求めている主旨の提案内容の説明の挿絵として使う場合はこの限りではありません。
325	提出書類様式集 様式Ⅱ-4-6	0	0	0	0	維持管理業務費 見積書1	本書の中に準備期間がありますが、①準備期間の業務は要求水準書(維持管理・運営)P11(6)に記載されている内容の費用とのことでよろしいでしょうか。②当該費用が発生する場合この期間の費用は、維持管理業務費(サービス購入料3)の初回の支払いに含めて支払っていただけたらとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
326	提出書類様式集	様式Ⅱ-4-6	0	0	0	維持管理業務費 見積書1	本様式において、準備期間(供用開始前日までの費用+単年度費用×20年=事業期間計の金額と理解でよろしいでしょうか。準備期間の費用は、様式Ⅱ-6-9本市が支払うサービス購入料総額及び算出の根拠の3、サービス購入料3うち供用開始前準備業務に計上するとのことでよろしいでしょうか。	供用開始年度は、平成31年5月上旬の供用開始予定していることから、当初事業年度において、運営業務は11か月の費用計上となります。維持管理業務は引渡し時(平成31年3月末)からの業務開始を予定していることから、12か月の費用計上を想定しております。 準備期間の費用計上方法はご理解のとおりです。
327	提出書類様式集	様式Ⅱ-4-8	0	0	0	維持管理業務費 見積書3 <個別表>	平成31年度(1年目)の欄には、準備期間を除く期間(平成31年5月中～平成32年3月)の費用を記入するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
328	提出書類様式集	様式Ⅱ-4-8	0	0	0	維持管理業務費 見積書3 <個別表>	様式のExcel版をご提示願います。	公表している様式の体裁に合わせ、事業者がExcelで作成し、提案してください。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答		
329	提出書類様式集	様式Ⅱ-4-8	0	0	0	0	維持管理業務費見積書3<個別表>	様式に示されている更新費欄について、設備機器等の更新は1台でも中規模修繕に該当し、別紙28に示される通り、すべての更新は事業外となっています。したがって、事実上、事業者が実施する更新工事はないものと解釈できますが、様式の更新欄に記載すべき事項とは何を想定されているかご教示願います。	別紙28で示している更新項目(緑色で網掛けした部分)は本市が中規模修繕として、事業期間終了後に更新を予定している項目です。中規模修繕以外の更新業務は事業者の業務範囲となりますので、本様式に計画する修繕・更新項目を記載してください。	
330	提出書類様式集	様式Ⅱ-4-8の次のページ	0	0	0	0	<参考>	事業終了後の中規模修繕費として見込む修繕、更新業務費とは、貴市が平成51年度(21年目)に中規模修繕(修繕、更新)を実施することを前提に平成51年度(21年目)分のみを算定すればよいとの理解でよろしいでしょうか。また、この場合でも提案書書式はA3版横長を用いることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。提案書の書式はA3版横長で結構です。	
331	提出書類様式集	様式Ⅱ-4-8の次のページ	0	0	0	0	<参考>	事業終了後の中規模修繕費として見込む修繕、更新業務費とありますが、要求水準(維持管理・運営)P12で定義された中規模修繕項目は更新項目のみであるため修繕工事項目は不要である理解してよろしいでしょうか。	修繕工事項目も含めて記載してください。	
332	提出書類様式集	様式Ⅱ-4-8の次のページ	0	0	0	0	<参考>	様式のExcel版をご提示願います。	質問番号No.328の回答のとおりです。	
333	提出書類様式集	様式Ⅱ-4-8の次のページ	0	0	0	0	<参考>	当該様式においては中規模修繕を21年度目を実施することになっていますが、10月9日の「質問に対する回答」No. 247においては「中規模修繕は、20年目を行う全面的な修繕・更新であり、それ以外に発生する劣化部の機能回復、取替を「修繕」「更新」としております」と回答されており食い違いが見られます。事業期間から判断して中規模修繕は21年度目を実施するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
334	提出書類様式集	様式Ⅱ-5-7	0	0	0	0	0	運營業務費見積書1	運營業務費④から⑧において準備期間の費用を計上することになっていますが、①この費用は要求水準書(維持管理・運営)P22(5)に記載されている業務の費用との理解でよろしいでしょうか。②当該費用が発生する場合この費用の支払いは初回の運營業務費(サービス対価5)の初回の支払いに上乗せして支払っていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	①②ご理解のとおりです。
335	提出書類様式集	様式Ⅱ-5-7	0	0	0	0	0	運營業務費見積書1	本様式において、準備期間(供用開始前日までの)費用+単年度費用×20年=事業期間計の金額と理解でよろしいでしょうか。準備期間の費用は、様式Ⅱ-6-9本市が支払うサービス購入料総額及び算出の根拠の5. サービス購入料5うち供用開始前準備業務に計上することとよろしいでしょうか。	質問番号No.326の回答のとおりです。
336	提出書類様式集	様式Ⅱ-6-1	0	0	0	0	0	長期収支計画の前提-1	表中、外部借入は金融機関等のSPC出資者以外の金融機関とのことで、出資者からの株主劣後融資、出資者の金融子会社からの融資はその他の欄に記入することとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
337	提出書類様式集	様式Ⅱ-6-1	0	0	0	0	0	長期収支計画の前提-1	一括支払い分(b)の金額は千円未満切り捨てとする必要はありませんか。	千円未満は切り捨てとせず、円単位で記載してください。円未満は切り捨てとします。
338	提出書類様式集	様式Ⅱ-6-1	0	0	0	0	0	長期収支計画の前提-1	一括支払い分の各年度の支払いの算出方法には、解体工事費及び建設工事費が対象となっていますが、設計費等(実施、解体設計及び工事監理)は一括支払い分の総額を算出するのみであり、各年度の支払予定は記載されている工事費のみで計算することの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
339	提出書類様式集	様式Ⅱ-6-2	0	0	0	0	0	長期収支計画の前提-2	関心表明書の他、銀行との協議資料(入札前協定書等)の事業履行を担保する最小限の資料を添付してもよろしいでしょうか。	そのような形でも結構です。
340	提出書類様式集	様式Ⅱ-6-6	0	0	0	0	0	運転資金増加への対応	運転資金増加への対応の様式ですが、本様式をA3版横長として作成してもよろしいでしょうか。	そのような形でも結構です。
341	提出書類様式集	様式Ⅱ-6-7	0	0	0	0	0	リスクへの対応	リスクへの対応の様式ですが、①A3版横長として作成してもよろしいでしょうか。②事業者側で作成したリスク分析の資料を添付してもよろしいでしょうか。	そのような形でも結構です。
342	様式集		0	様式Ⅱ	6	7	7	リスクへの対応	②において、リスクを負担する者の分類がSPC(各構成員)と構成員以外に分かれています。構成員以外とは入札説明書11頁で定義される協力会社と理解してよろしいでしょうか。	構成員以外の主体欄には協力企業、金融機関、保険会社等を記載してください。
343	様式集		0	様式Ⅱ	6	7	7	リスクへの対応	②において、リスクを負担する者の分類がSPC(各構成員)と構成員以外に分かれて示されていますが、これは例示であり、分類方法については、適宜、提案者に任せるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
344	様式集		0	様式Ⅱ	6	7	7	リスクへの対応	②において、「主体は、金融機関や保険会社等の業務遂行者(プレーヤー)を記入」との指示がありますが、主体欄に記載する業務遂行者(プレーヤー)とは、実際に対応策を実施したり、リスクを管理したりする立場の人との理解でよろしいでしょうか。念のため確認します。	主体欄には実際に対応策を実施したり、リスクを管理したりするほか、実際にリスクを負担するプレイヤーを記載してください。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
345	様式集	0	様式Ⅱ	6	7	リスクへの対応	③の表の「チェック欄」には、どのような内容を記載すればよろしいでしょうか。	チェック欄は削除してください。
346	様式集	0	様式Ⅱ	6	7	リスクへの対応	③の「選択肢」とは、表中の種類欄に示された「第三者賠償責任保険」と「その他」を指しているとの理解でよろしいでしょうか。念のため確認します。	ご理解のとおりです。
347	提出書類様式集 様式Ⅱ-6-8	0	0	0	0	償還表(サービス購入料の支払い)	償還表のなかで、サービス購入料4の修繕更新費については、今回は平準化の支払いではなく、年度ごとの業務履行確認後の支払いとなっていますので、本表は基本的には4半期ベースを考慮して、業務を行う年度の費用を4分割した金額を記入してもよろしいでしょうか。	サービス購入料4の修繕更新費は年度毎の支払いとなりますので、各年度終了後の翌年度4月に年間の支払金額を記入してください。
348	提出書類様式集 様式Ⅱ-6-8	0	0	0	0	償還表(サービス購入料の支払い)	サービス購入料3の中に、「うち供用開始前準備業務」とありますが、この業務は、準備期間の業務①大宮図書館引越し業務、②供用開始前図書購入業務、③新大宮図書館及びふれあいスペースの什器備品設置業務においてサービス購入料3に計上すべき費用を記入するとの理解でよろしいでしょうか。上記の3つの業務をサービス購入料5に計上してもよろしいでしょうか。	サービス購入料3の「うち供用開始前準備業務」欄には、要求水準書(維持管理・運営)P11(6)に記載されている維持管理の供用開始準備業務に係る費用を記載してください。質問にある運営業務の供用開始準備業務に係る費用はサービス購入料5に記載してください。
349	提出書類様式集 様式Ⅱ-6-9	0	0	0	0	本市が支払うサービス購入料総額及び算出の根拠	備考欄に各期支払いの平準化に関する算出方法を記載することですが、①サービス購入料Ⅱは元利均等返済なので毎期同額、サービス対価3及び5については、年度の見積金額を四半期として計算しますので、特に平準化に際して難しい計算を行うわけではないため、本欄にはどのような記述をすればよろしいでしょうか。お考えがあればご教示願います。②なお、サービス購入料4(修繕更新)については、事業者の計画による支払いとなっているため年度での平準化はおこなわなくてもいいものとの理解でよろしいでしょうか。	質問番号No.322の回答のとおりです。
350	提出書類様式集 様式Ⅱ-6-9	0	0	0	0	本市が支払うサービス購入料総額及び算出の根拠	サービス購入料5において、うち供用開始前準備業務とありますが、ここには、要求水準書(維持管理・運営)のP22の(5)供用開始前準備の費用および、P21(2)大宮図書館引越し業務、供用開始前図書購入業務、新大宮図書館及び(仮称)ふれあいスペースの運営に必要な什器備品調達・設置業務が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
351	入札説明書提出書類・作成要領	P1	1	0	0	一次審査に関する提出書類	書類を提出する際は、所定の表紙をつけ1分冊とするとありますが、分冊ごとにA4ファイルに綴じて提出することによろしいでしょうか。二次審査書類についても同様でしょうか。また、A3判の指定がある様式は、A3サイズをA4サイズに折り込んで綴じることによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
352	入札説明書提出書類・作成要領	P1	1	0	0	一次審査に関する提出書類	分冊をファイルにのせる場合、ファイルの表紙と背表紙には、提出書類名と提案受付番号を記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
353	入札説明書提出書類・作成要領	P5	3	(1)	ウ	施設計画及び建設業務提案に関する提出書類	様式Ⅱ-3-12がExcel様式となっていますが、公表データにExcel版がありませんので、書式(体裁)を合わせたExcelを作成してもよろしいでしょうか。	質問番号No.328の回答のとおりです。
354	入札説明書提出書類・作成要領	P5	3	(1)	エ	計画概要等、設計図書に関する提出書類	計画概要等については、A4ファイルに綴じたものを1分冊とし、設計図書については、所定の表紙(A4サイズ)とA2サイズの設計図書を折らずにクリップ止めすることによろしいでしょうか。	計画概要等については、A4ファイルに綴じたものを1分冊としてください。設計図書については、所定の表紙(様式Ⅱ-3-20 A2サイズ)とA2サイズの設計図書を折らずにクリップ止めとし、うち正本5部は各々A3二つ折りの図面ケースに入れてください。
355	入札説明書提出書類・作成要領	P5	3	(1)	オ	維持管理業務に関する提出書類	様式Ⅱ-4-6、様式Ⅱ-4-7、様式Ⅱ-4-8、様式Ⅱ-5-7の様式がExcelとなっていますが、公表データにExcel版がありませんので、フォーマット(体裁)をあわせたExcel版を作成してもよろしいでしょうか。	質問番号No.328の回答のとおりです。
356	入札説明書提出書類・作成要領	P6	3	(1)	キ	事業計画に関する提出書類	様式Ⅱ-6-8、様式Ⅱ-6-9の様式がExcelとなっていますが、公表データにExcel版がありませんので、フォーマット(体裁)をあわせたExcel版を作成してもよろしいでしょうか。また、様式Ⅱ-6-1もExcelにて作成してもよろしいでしょうか。	質問番号No.328の回答のとおりです。
357	入札説明書提出書類・作成要領	P6	3	(1)	キ	事業計画に関する提出書類	様式Ⅱ-6-4及び様式Ⅱ-6-5の長期収支計画表において①事業者側で作成したキャッシュフロープログラムからリンクを張った形でもよろしいでしょうか。②見積書等も金額に関する様式もリンクをはった形のCDの提出としてもよろしいでしょうか。	①②リンクをはった形でも可能としますが、様式及びデータが毀損しない形で提出してください。なお、リンクについてはCDファイル内で完結する形式とし、クラウド等の使用は不可とします。

大宮区役所新庁舎整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

質問番号No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問内容	回答
358	入札説明書 提出書類・作成要領	P7	3	(2)	ア	一般的 事項 (イ)	製本は住所、会社名、氏名等を記載箇所に明記し、副本は住所、会社名等入札参加者が特定できる名称等を匿名とし、個人氏名、所属部署等は明記することあります。例えば、提案書の各業務の実施体制では、正本では企業名を明記し、副本は匿名とする。所属部署や個人名は製本、副本共に明記ということよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。